

にっしん健康長寿

応援ガイド

令和8年度版



介護保険

介護予防

「健やか にっしん宣言」

私がつくる みんなつながる 健やかにっしん



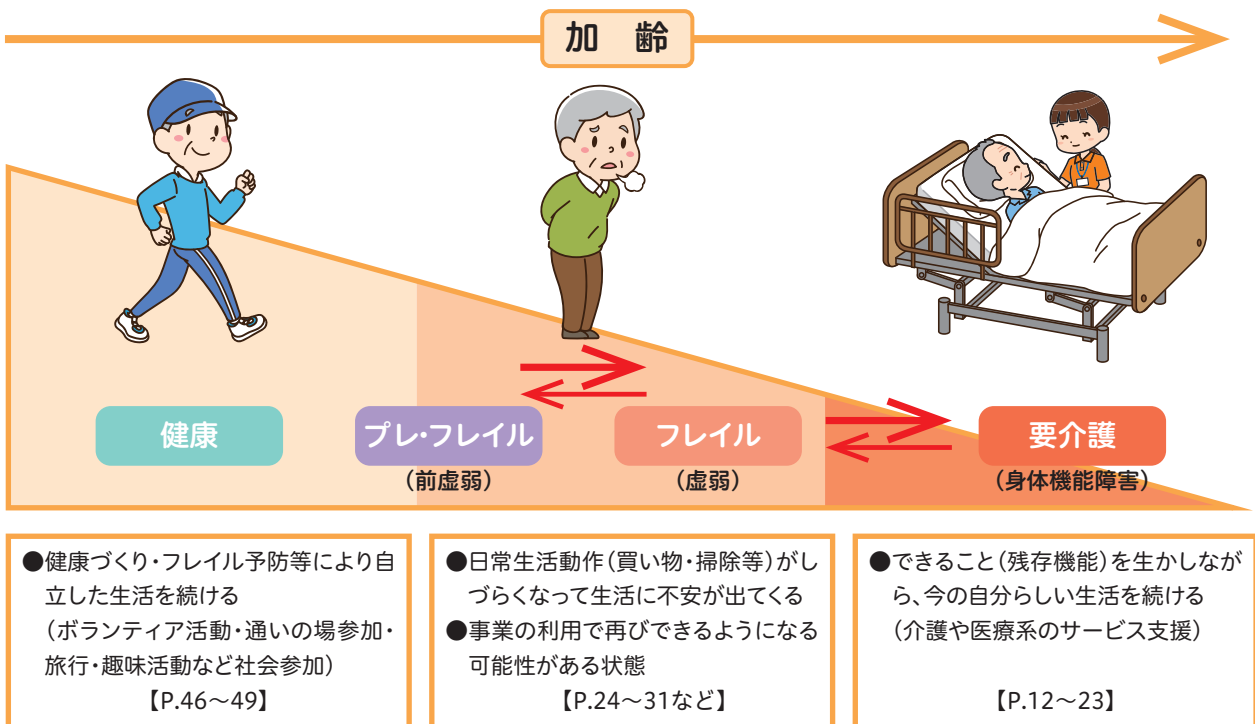
日進市
NISSHIN

介護保険とは

高齢者本人が自分の能力に応じて住み慣れた地域で自立した日常生活を送る
様々な形で高齢者の**自立を支援**する制度です



フレイル・介護予防段階から要介護までの“自立した日常生活”の考え方



もくじ

介護保険制度のしくみ..... 2

- 加入者について
- 被保険者証、負担割合証

介護保険料について..... 4

- 介護保険料の決まり方
- 介護保険料の納め方
- 介護保険料を滞納すると

サービス利用のしかた..... 8

- 申請から認定までの流れ
- ケアプランの作成

介護保険で利用できるサービス..... 12

- 居宅介護（予防）サービス
- 施設サービス
- 地域密着型サービス
- 福祉用具貸与・購入、住宅改修

自己負担額について..... 22

- 負担割合
- 支給限度額
- 自己負担の軽減

介護予防・日常生活支援総合事業..... 24

- 基本チェックリスト
- フレイル
- 地域包括支援センター
- 一般介護予防事業
- サービス・活動事業

在宅支援サービス..... 32

- 自立を支援するサービス
- ひとり暮らし高齢者支援サービス
- 認知症高齢者支援事業
- 家族介護者支援事業
- その他

社会参加の支援..... 46

- 仲間づくりの支援
- 就労支援・ボランティア活動
- 外出支援

市内在宅介護サービス事業所一覧..... 50

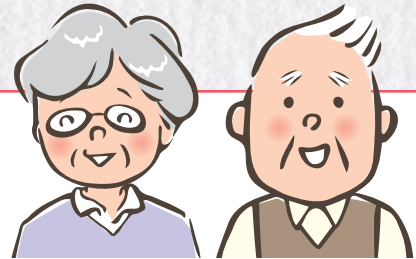
- 健やかにっしん・ヘルピーネット

介護保険制度のしくみ



介護保険制度は、市区町村が保険者となり運営します。40歳以上の人が入会者（被保険者）となり、介護保険料を納め、介護が必要になった際に、費用の一部を負担することで介護保険サービスの利用ができます。年齢により介護保険サービスが利用できる条件が異なります。

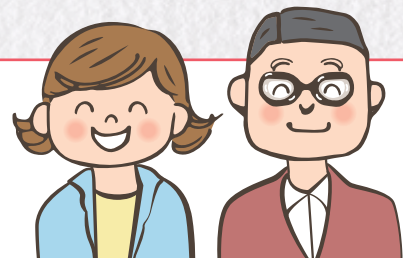
65歳以上の人 (第1号被保険者)



病気やけがの種類によらず、介護や支援が必要であると認定された人が介護保険サービスを利用できます。

※ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

40～64歳の人 (第2号被保険者)



特定疾病（老化が原因のもの）により介護や支援が必要であると認定された人が介護保険サービスを利用できます。

※交通事故などが原因で介護が必要となった場合は、介護保険の対象とはなりません。

特定疾病

介護保険の対象となる病気は、16種類の疾病が指定されています。

- がん
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症 ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証

介護保険サービスを利用する際などに必要ですので、大切に保管してください。

65歳以上の人（第1号被保険者）

65歳に到達する月（誕生日の前日が属する月）に全員に交付されます。

40～64歳の人（第2号被保険者）

要介護認定を受けた人に交付されます。

被保険者証が必要なとき

要介護認定の申請（更新）をするとき
基本チェックリストによる判定を受けるとき
ケアプランの作成を依頼するとき
介護保険サービスを利用するとき など

介護保険 被保険者証																			
番号	0000000000																		
被 保 者	住所 ○○町○○																		
	〒 ○○○○																		
	氏名 ○○○○																		
	生年月日 ○年○月○日																		
	交付年月日 ○年○月○日																		
介護保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="6">愛知県日進市</td> </tr> <tr> <td colspan="6">愛知県 日進市 之 印</td> </tr> </table>	2	3	2	3	0	6	愛知県日進市						愛知県 日進市 之 印					
2	3	2	3	0	6														
愛知県日進市																			
愛知県 日進市 之 印																			

介護保険負担割合証

要介護認定を受けた人や、事業対象者には、自己負担割合（1～3割）が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。介護保険サービスを利用する際に必要ですので、大切に保管してください。

有効期限：1年間（8月1日～翌年7月31日）

※有効期限が近づいた場合や負担割合に変更があった場合は新しい証が交付されます。（申請手続き不要）

※負担割合についての詳細は22ページをご覧ください。

介護保険負担割合証																			
交付年月日 ○年○月○日																			
番号	0000000000																		
被 保 者	住所 ○○町○○																		
	〒 ○○○○																		
	氏名 ○○○○																		
	生年月日 ○年○月○日																		
利用者負担の割合	適用期間																		
○割	開始年月日 ○年○月○日 終了年月日 ○年○月○日																		
介護保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="6">愛知県日進市</td> </tr> <tr> <td colspan="6">愛知県 日進市 之 印</td> </tr> </table>	2	3	2	3	0	6	愛知県日進市						愛知県 日進市 之 印					
2	3	2	3	0	6														
愛知県日進市																			
愛知県 日進市 之 印																			

介護保険料について



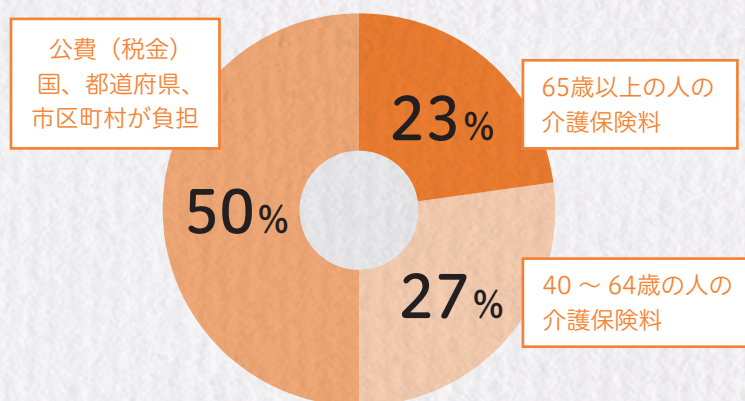
介護保険の財源

～社会全体で介護保険を支えています～

65歳以上の人の負担分は、65歳以上の人と40～64歳の人の人口比率をもとに決められます。

平成30年度から、65歳以上の人の負担割合は23%、40～64歳の人の負担割合は27%となっています。

皆さんが納める介護保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源となります。必要なときに介護保険サービスが利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。



65歳以上の人の介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、日進市の介護保険サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\text{日進市基準額（年額）} = \frac{\text{日進市に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分（23\%）}}{\text{日進市に住んでいる65歳以上の人数}}$$

日進市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **67,800円（年額）**

介護保険料はこの「基準額」をもとに、所得状況に応じて、15段階に分かれます。

所得段階別介護保険料

	対象者	保険料率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者 世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円以下	基準額×0.25	16,900円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円超120万円以下	基準額×0.40	27,100円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超	基準額×0.68	46,100円
第4段階	世帯員に市民税課税者がいて本人は市民税非課税の人で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円以下	基準額×0.88	59,600円
第5段階	世帯員に市民税課税者がいて本人は市民税非課税の人で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円超	基準額 (月額5,650円)	67,800円
第6段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	77,900円
第7段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	88,100円
第8段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.55	105,000円
第9段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	115,200円
第10段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	128,800円
第11段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	142,300円
第12段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	155,900円
第13段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.40	162,700円
第14段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.60	176,200円
第15段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×2.70	183,000円

合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と第1～5段階については、「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

※合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、市民税非課税者は、令和6～8年度の間、当該給与所得の金額または公的年金等所得の合計額から10万円を控除するなどの措置を講ずる。

課税年金収入額：老齢年金や退職年金などの課税対象となる年金の収入額で、遺族年金や障害年金などの非課税年金の収入額は含まれません。

※第1段階の条件にある**老齢福祉年金**とは、国民皆年金制度が創設された時点において、すでに50歳を超えていた人などに支給される特例的な年金であり、**老齢基礎年金**などとは異なります。

65歳以上の人介護保険料の納め方

- ・介護保険料は65歳に到達する月（誕生日の前日が属する月）の分から納めます。
 - ・介護保険料の納め方は個人で選ぶことができず、年金の受給額によって決められます。
- ※年金の種類には老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金があります。

普通徴収

- ・年金が年額18万円未満の人
- 介護福祉課から納付書が送付されますので、取扱金融機関、コンビニ、スマートフォン決済などで納付してください。

仕事などでなかなか取扱金融機関などに納めに行けない人には、口座振替が便利です。



取扱金融機関などで口座振替依頼書を記入して申し込むと申込日の翌々月から自動で振替納付することができます。

特別徴収

- ・年金が年額18万円以上の人
- 年金の支払い月に介護保険料が年金からあらかじめ天引きされます。

仮徴収	本徴収
4・6・8月	10・12・2月



4・6・8月は仮に算定された介護保険料を納めていただき、年間の保険料額が確定後、仮徴収額を差し引いた金額を10・12・2月で納めていただきます。

特別徴収対象の場合でも以下のいずれかにあてはまる場合は、一時的に納付書で納めていただきます。

- ・年度途中で65歳になった
- ・他市区町村から転入した
- ・年度途中から年金の受給が始まった
- ・収入の申告の変更などで介護保険料が変わった
- ・介護保険料の所得段階が下がり、年度途中で完納してしまった
- ・就労などをしていて、基礎年金部分の年金を受け取っていない
- ・年金を担保に融資を受けている
- ・年金が差し止めになった

介護保険料を滞納すると・・・

通常だと介護保険サービスを利用した際の自己負担は、サービス費用の1～3割になりますが、介護保険料を滞納すると、滞納期間によって以下のような措置が取られます。

1年以上滞納すると

サービス費用が一旦全額自己負担となります。
申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

引き続きサービス費用が一旦全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差し止められます。
滞納が続く場合には、差し止められた額が介護保険料に充てられる場合があります。

2年以上滞納すると

介護保険サービスを利用する際に、滞納期間に応じて利用したサービス費用の自己負担が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費などが支給されなくなります。

納付が難しい場合

災害などの特別な事情で介護保険料の納付が困難な際は、介護保険料の減免が受けられる場合がありますので、介護福祉課にご相談ください。

第2号被保険者（40～64歳）の介護保険料の納め方

加入している医療保険によって異なりますので、詳細は加入している医療保険にお問い合わせください。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
保険料の決定方法	世帯に属している40～64歳の介護保険対象者の人数や所得などに応じて決まります。	健康保険組合などの加入している健康保険の算定方式に基づいて決まります。
納付方法	医療分・介護分を合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。	医療分・介護分を合わせて給与から差し引かれます。

サービス利用のしかた①



申請から認定までの流れ

介護や自立した日常生活を送るために支援が必要だと感じたら、介護福祉課や地域包括支援センター（詳細は24～29ページ）に相談してください。

1 相談

介護福祉課や地域包括支援センターの窓口で、本人の状態や日常生活のお困りごと、サービスなどについて相談します。

65歳以上で要介護認定までは必要ないものの、介護予防に取り組みたい人や、日常生活の支援が必要な人は、介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。

65歳以上で介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用したい人

総合事業

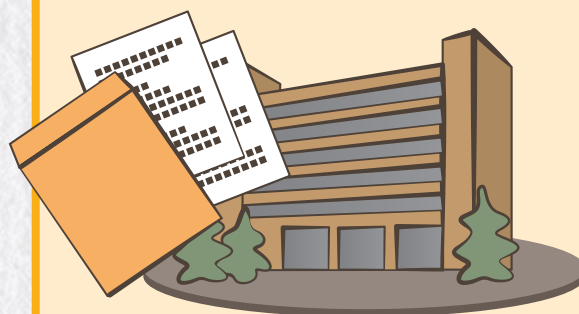
65歳以上の人であれば誰でも利用できる「一般介護予防事業」と、基本チェックリストにより、心身の機能が低下していると判定された場合に利用できる「サービス・活動事業」があります。（詳細は24～29ページをご覧ください。）

2 要介護認定申請

介護福祉課窓口で申請します。本人や家族などのほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所および介護保険施設でも申請の代行ができます。

必要なもの

- ・要介護認定申請書（介護福祉課窓口にあります。）
- ・介護保険被保険者証（65歳以上の人）
- ・医療保険の資格情報が確認できるもの
- ・認定を受ける人の個人番号が確認できるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写しのうち、いずれか1つ）
- ・窓口申請に来た人の身元が確認できるもの（個人番号カード、運転免許証など官公庁が発行している顔写真付きの証明書1点。健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証などの場合は2点必要。）



要介護認定の有効期間

- 要介護認定の有効期間は原則として、新規申請の場合は6か月（最長12か月）、更新申請の場合は12か月（最長48か月）です。
- 更新の申請は有効期間満了日の60日前からできます。更新時期が近づくと、介護福祉課から更新の案内が届きます。
- 有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護認定区分に該当しなくなった場合には、区分変更申請ができます。

3

要介護認定

●認定調査

市の調査員などが自宅などを訪問し、心身の状態について調査します。

●主治医の意見書

介護を必要とする原因となったけが、疾患などについて、主治医が意見書を作成します。

●一次判定

認定調査の結果などをもとに、コンピュータによる判定を行います。

●二次判定

介護認定審査会で審査が行われます。一次判定や主治医の意見書などをもとに、市が任命する保健、医療、福祉の専門職が判定を行います。



4

結果通知

要介護認定結果が記載された認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きますので、内容を確認します。新規申請の場合は介護保険負担割合証も届きます。

要介護1～5

介護サービスが利用できます。

要支援1・2

介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが利用できます。

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人。基本チェックリストにより、心身の機能が低下していると判定された場合は、事業対象者として介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが利用できます。

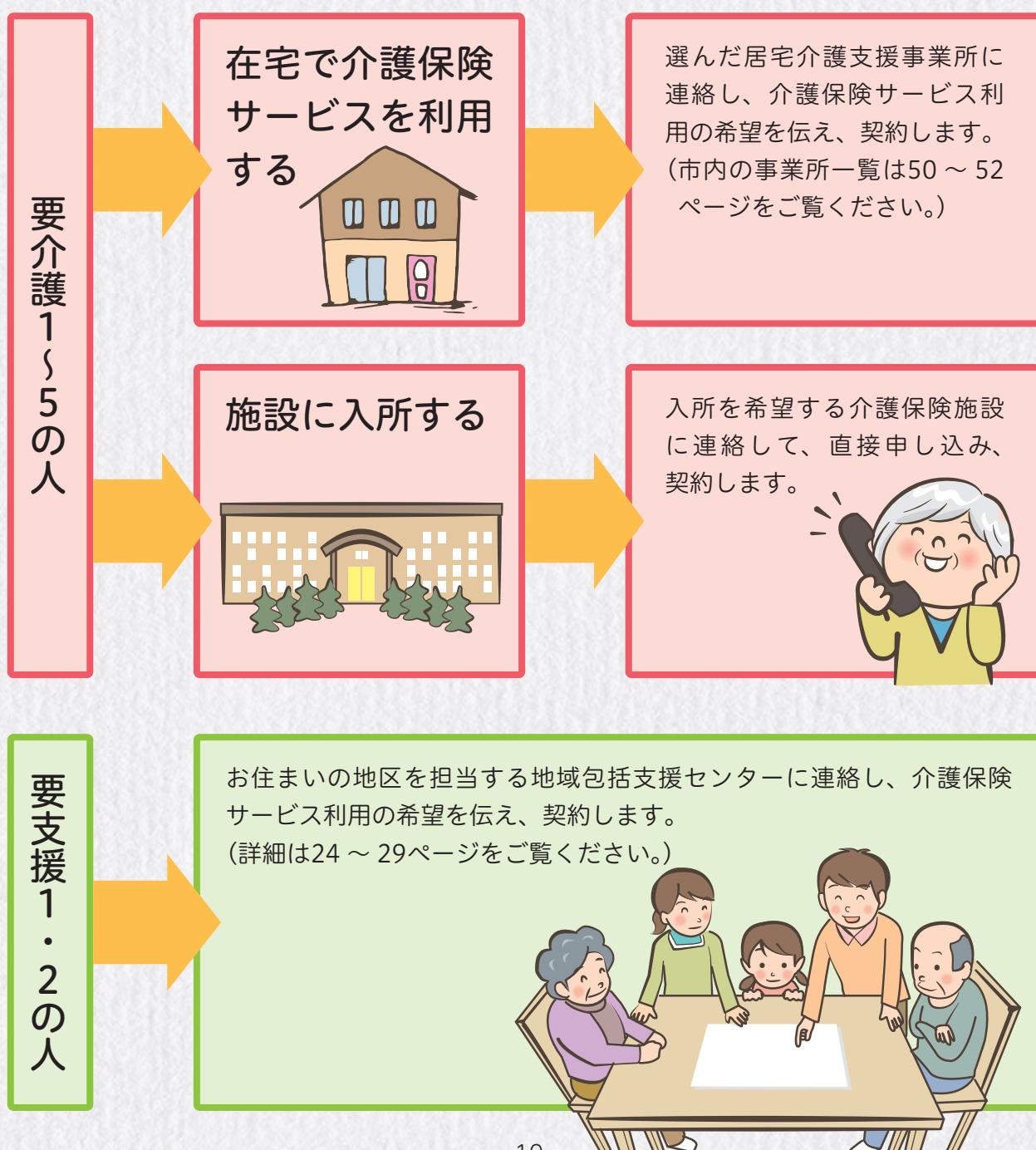
（詳細は24～29ページをご覧ください。）

サービス利用のしかた②



ケアプランの作成

要介護認定を受けたら、どのような介護保険サービスが必要か検討し、作成されたケアプランをもとに介護保険サービスを利用します。利用にあたっては、介護保険サービスの内容や料金をよく確認しましょう。なお、ケアプランの作成に自己負担はありません。



ケアプランとは

サービス利用計画書とも呼ばれ、どのように介護保険サービスを利用するかを決めた計画書のことです。

本人の心身の状態や生活の目標などに合わせて、サービスの種類や回数などを決定します。

ケアマネジャーとは

利用者が適切なサービスを受けられるよう、次のような役割を担う介護の専門職です。

- ・利用者や家族からの相談対応
- ・ケアプランの作成
- ・関係機関との連絡調整

ケアプランの作成

担当のケアマネジャーとサービスの種類や回数を相談し、ケアプランを作成してもらいます。



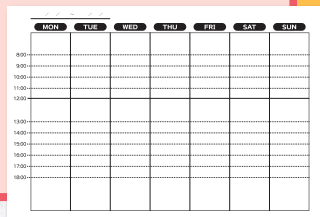
在宅サービスの利用

利用するサービス事業所と契約し、ケアプランをもとに、介護保険サービスを利用します。



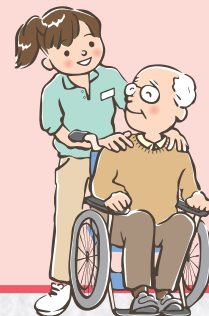
ケアプランの作成

入所する施設のケアマネジャーと相談し、ケアプランを作成してもらいます。



施設サービスの利用

ケアプランをもとに、施設サービスを利用します。



介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センターの職員とサービスの種類や回数を相談し、介護予防ケアプランを作成してもらいます。



サービスの利用

介護予防ケアプランをもとに、介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用します。必要に応じて、利用するサービス事業所と契約します。



※介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業所へ依頼することができます。

介護保険で利用できるサービス



居宅介護（予防）サービス

居宅介護（予防）サービスとは、自宅で生活する人が「自宅で介護を受ける」「施設に通う」「短期間施設に入所する」などのさまざまなサービスのことです。

利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排泄・食事などの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を受けられます。なお、本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象となりません。

要介護1～5	身体介護中心	20分～30分未満	244単位
		30分～1時間未満	387単位
要介護1～5	生活援助中心	20分～45分未満	179単位
		45分～	220単位

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。
※日進市の場合、1単位=10.42円となります。

要介護1～5	通院など乗降介助（1回）	97単位
--------	--------------	------

※日進市の場合、1単位=10.42円となります。

（対象外の例）

- ・本人以外の家族のための家事
- ・ペットの世話
- ・草むしり ・庭の手入れ
- ・来客対応 ・模様替え
- ・洗車 など

訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で訪問してもらい、持ち込みの浴槽にて入浴の介助を受けられます。

1回につき

要支援1・2	856単位
要介護1～5	1,266単位

※日進市の場合、1単位=10.42円となります。



訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士などに訪問してもらい、自宅で生活機能の維持・向上のための体操などのリハビリテーションを受けられます。

1回につき

要支援1・2	298単位
要介護1～5	308単位

※日進市の場合、1単位＝10.33円となります。



居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

自立した日常生活を送れるよう、医師・歯科医師・薬剤師などに訪問してもらい、療養上の管理指導を受けられます。

単一建物居住者1人に行う場合

	医師 の場合 (月2回まで)	歯科医師 の場合 (月2回まで)	医療機関の薬剤師 の場合 (月2回まで)	薬局の薬剤師 の場合 (月4回まで)	歯科衛生士など の場合 (月4回まで)
要支援1・2	515単位	517単位	566単位	518単位	362単位
要介護1～5	515単位	517単位	566単位	518単位	362単位

※日進市の場合、1単位＝10円となります。

訪問看護／介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などに訪問してもらい、療養上の世話や必要な診療の補助などを受けられます。

	病院・診療所から		訪問看護ステーションから	
	20分～30分未満	382単位	20分～30分未満	451単位
要支援1・2	30分～1時間未満	553単位	30分～1時間未満	794単位
	20分～30分未満	399単位	20分～30分未満	471単位
要介護1～5	30分～1時間未満	574単位	30分～1時間未満	823単位

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

※日進市の場合、1単位＝10.42円となります。



通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターへ通い、入浴・排泄・食事などの介護や、生活などについての相談・助言、健康状態の確認などの日常生活の介護と機能訓練を受けられます。

通常規模の施設/ 7時間以上8時間未満の利用の場合（1日につき）

要介護1	658単位
要介護2	777単位
要介護3	900単位
要介護4	1,023単位
要介護5	1,148単位

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56単位/ 1日
- ・栄養改善 200単位/ 1回
- ・口腔機能向上 150単位/ 1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。
 ※日進市の場合、1単位=10.27円となります。



通所リハビリテーション（デイケア） / 介護予防通所リハビリテーション

自立した日常生活を送れるよう生活機能の維持または向上を目指し、介護老人保健施設・介護医療院や病院・診療所で理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを日帰りで受けられます。

通常規模の施設/ 7時間以上8時間未満の利用の場合（1日につき）

要支援1	2,268単位
要支援2	4,228単位
要介護1	762単位
要介護2	903単位
要介護3	1,046単位
要介護4	1,215単位
要介護5	1,379単位

⇒(1か月につき)

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 200単位/ 1回
- ・口腔機能向上 150単位/ 1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。
 ※日進市の場合、1単位=10.33円となります。



短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴や食事などの介護や機能訓練を受けられます。

併設型の施設の場合（1日につき）

	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援1	529単位	451単位	451単位
要支援2	656単位	561単位	561単位
要介護1	704単位	603単位	603単位
要介護2	772単位	672単位	672単位
要介護3	847単位	745単位	745単位
要介護4	918単位	815単位	815単位
要介護5	987単位	884単位	884単位

※日進市の場合、

1単位=10.33円となります。

※費用は、施設の種類やサービスに応じて異なり、食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所し、医療ケアや介護、機能訓練を受けられます。

介護老人保健施設の場合（1日につき）

	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援1	624単位	579単位	613単位
要支援2	789単位	726単位	774単位
要介護1	836単位	753単位	830単位
要介護2	883単位	801単位	880単位
要介護3	948単位	864単位	944単位
要介護4	1,003単位	918単位	997単位
要介護5	1,056単位	971単位	1,052単位

※日進市の場合、

1単位=10.27円となります。

※費用は、施設の種類やサービスに応じて異なり、食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している人が、入浴や食事などの介護や機能訓練を受けられます。包括型（一般型）と、外部サービス利用型に区分されます。

包括型（一般型）（1日につき）

要支援1	183単位
要支援2	313単位
要介護1	542単位
要介護2	609単位
要介護3	679単位
要介護4	744単位
要介護5	813単位

※日進市の場合、1単位=10.27円となります。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なり、食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

施設サービス



介護保険施設に入所して受けるサービスのことで、介護保険施設は、どのような介護が必要かによって施設のタイプが異なります。入所を希望する際は、該当施設に直接入所申込みをします。必要性の高い人から入所することができます。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要であり、自宅での生活が困難な人が入所し、食事・入浴などの日常生活上で必要な介護を受けられます。

※新規入所は原則として、要介護3以上の人が対象となります。

30日の場合

	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	24,450単位	21,960単位	21,960単位
要介護4	26,580単位	24,060単位	24,060単位
要介護5	28,650単位	26,130単位	26,130単位

※日進市の場合、
1単位 = 10.27円となります。

介護老人保健施設

病状が安定している人が、在宅復帰に向け、医学的な管理のもとでリハビリテーションや介護を受けられます。

30日の場合

	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	24,060単位	21,510単位	23,790単位
要介護2	25,440単位	22,890単位	25,290単位
要介護3	27,390単位	24,840単位	27,240単位
要介護4	29,040単位	26,490単位	28,830単位
要介護5	30,540単位	27,960単位	30,360単位

※日進市の場合、1単位 = 10.27円となります。

介護医療院

長期療養が必要な人が対象で、医療のほか、日常生活上の介護を受けられます。

30日の場合

	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	25,500単位	21,630単位	24,990単位
要介護2	28,800単位	24,960単位	28,290単位
要介護3	35,970単位	32,100単位	35,460単位
要介護4	39,000単位	35,160単位	38,490単位
要介護5	41,760単位	37,890単位	41,250単位

※日進市の場合、1単位 = 10.27円となります。

居室の種類

ユニット型個室：共同生活室を併設している個室

ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室

従来型個室：共同生活室を併設していない個室

多床室：定員2人以上の個室ではない居室

施設を利用した際は、サービス費用の1～3割に加え、居住費・食費を負担します。費用は、施設と利用者の契約により決定されますが、国が標準的な額として以下の表のように「基準費用額」を定めています。

対象施設	居住費（1日あたり）				食費 （1日あたり）
	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設	2,066円	1,728円	1,231円	915円	1,445円(※2)
介護老人保健施設 介護医療院	2,066円	1,728円	1,728円	437円 (697円)(※1)	

※1 ()内は、「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「II型」の介護医療院における多床室の入居者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。）が対象。

※2 令和8年8月1日以降は「1,545円」

居住費と食費の負担が軽くなる場合があります。

所得が低い人は、その段階に応じて自己負担の上限が設けられているため、以下の表の金額（1日あたり）を超える自己負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。給付を受けるには、介護福祉課への申請が必要です。

令和8年7月まで

対象区分	預貯金などの資産状況	居住費				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
生活保護受給者など	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
世帯全員が 市区町村民税 非課税	本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が 80.9万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
	本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が 80.9万円超120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
	本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が 120万円超	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

令和8年8月から

対象区分	預貯金などの資産状況	居住費				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
生活保護受給者など	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
世帯全員が 市区町村民税 非課税	本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が 82.65万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
	本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が 82.65万円超120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
	本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が 120万円超	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	530円 または 430円	1,420円	1,360円

※世帯が異なる配偶者、婚姻届を提出していない事実婚の人の課税状況や預貯金も含まれます。ただし、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは対象外です。

※（ ）内は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の費用です。

※第2号被保険者の場合、預貯金額は単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下とします。

※預貯金などには株式や有価証券など換金性が高く、価格の評価が容易なものも含まれます。

※不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けることがあります。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で受けられるサービスです。サービスの種類や内容については市区町村により異なります。

原則、利用者は事業所のある市区町村に住民票のおいてある住民に限定され、事業所の指定や監督を市区町村が行います。

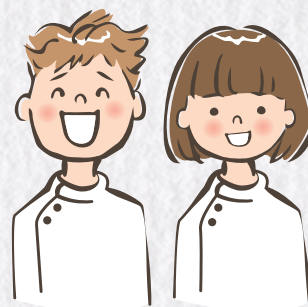
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を中心とした要介護の人に対し、24時間を通じて介護職員と看護師が密接に連携しながら、定期的な巡回と通報や電話による随時訪問を受けられます。

※要支援の人は利用できません。

介護、看護一体型事業所の場合（1か月につき）

	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護1	5,446単位	7,946単位
要介護2	9,720単位	12,413単位
要介護3	16,140単位	18,948単位
要介護4	20,417単位	23,358単位
要介護5	24,692単位	28,298単位



※日進市の場合、
1単位=10.42円となります。

認知症対応型通所介護/ 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人が、特別養護老人ホームなどへ通い、入浴や食事などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。

単独型7時間以上8時間未満利用の場合

要支援1	861単位
要支援2	961単位
要介護1	994単位
要介護2	1,102単位
要介護3	1,210単位
要介護4	1,319単位
要介護5	1,427単位

※日進市の場合、1単位=10.33円となります。

※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症対応型共同生活介護/ 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の人が、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流をもち、入浴や食事などの介護や機能訓練を受けられます。

※要支援1の人は利用できません。

1ユニットの事業所の場合（1日につき）

要支援2	761単位
要介護1	765単位
要介護2	801単位
要介護3	824単位
要介護4	841単位
要介護5	859単位



※日進市の場合、1単位=10.27円となります。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

小規模多機能型居宅介護／ 介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

事業所と同一の建物に居住していない場合（1か月につき）

要支援1	3,450単位
要支援2	6,972単位
要介護1	10,458単位
要介護2	15,370単位
要介護3	22,359単位
要介護4	24,677単位
要介護5	27,209単位



※日進市の場合、1単位=10.33円となります。
※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。

※要支援の人は利用できません。

7時間以上8時間未満の利用の場合

要介護1	753単位
要介護2	890単位
要介護3	1,032単位
要介護4	1,172単位
要介護5	1,312単位

※日進市の場合、1単位=10.27円となります。
※食費、日常生活費は別途負担となります。



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理を受けられます。

※新規入所は原則として、要介護3以上の人が対象となります。

1日につき

	従来型 個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の 多床室
要介護3	745単位	745単位	828単位
要介護4	817単位	817単位	901単位
要介護5	887単位	887単位	971単位

※日進市の場合、1単位=10.27円となります。

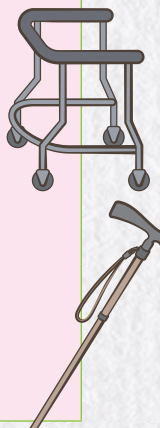
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具／介護予防福祉用具貸与

レンタル費用の1～3割を自己負担することで福祉用具を借りることができます。

貸与品目一覧

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
手すり（工事を伴わない）	貸与可	貸与可	貸与可
スロープ（工事を伴わない）※1			
歩行器※1			
歩行補助つえ※1			
車いす（付属品含む）	貸与可	貸与可	
特殊寝台（付属品含む）			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
移動用リフト			
自動排せつ処理装置※2			
自動排せつ処理装置※			

※1 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く。）、単点杖（松葉づえを除く。）及び多点杖については、事業所からの貸与または購入を選択することができます。

※2 尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の人、要介護1～3の人でも利用できます。

商品ごとに貸与の平均価格があり、それをもとに貸与価格の上限が決められています。

上限を超えた場合は、全額自己負担となります。

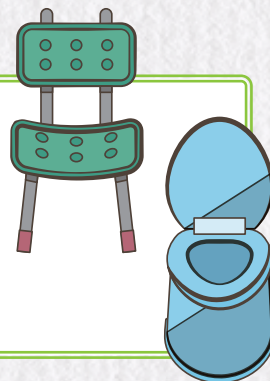
また、貸与事業所には、機能や価格帯の異なる商品を複数提示することが義務付けられています。

特定福祉用具／特定介護予防福祉用具購入

年度ごと（4月1日～翌年3月31日）に上限10万円までが支給対象になります。支給対象額の1～3割を自己負担します。

対象品目一覧

- ①腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- ②入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルトなど）
- ③簡易浴槽
- ④自動排せつ処理装置の交換部品
- ⑤移動用リフトのつり具の部分
- ⑥排せつ予測支援機器



※特定福祉用具販売の指定を受けていない事業所から購入した場合は、支給対象になりません。

※受領委任払い制度が利用できます。

居宅介護住宅改修／介護予防住宅改修

自宅に手すりを取り付けるなどの住宅改修をした際、住宅改修費が支給されます。

改修前に市への申請が必要ですので、必ずケアマネジャーにご相談ください。

対象となる工事

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更
- ・引き戸などへの扉の取替え
- ・洋式便器への便器の取替え
- ・その他これらの住宅改修に付帯して必要となる改修

支給対象額は20万円です。

(原則1回限り)

そのうちの1～3割が自己負担です。

※限度額内であれば、

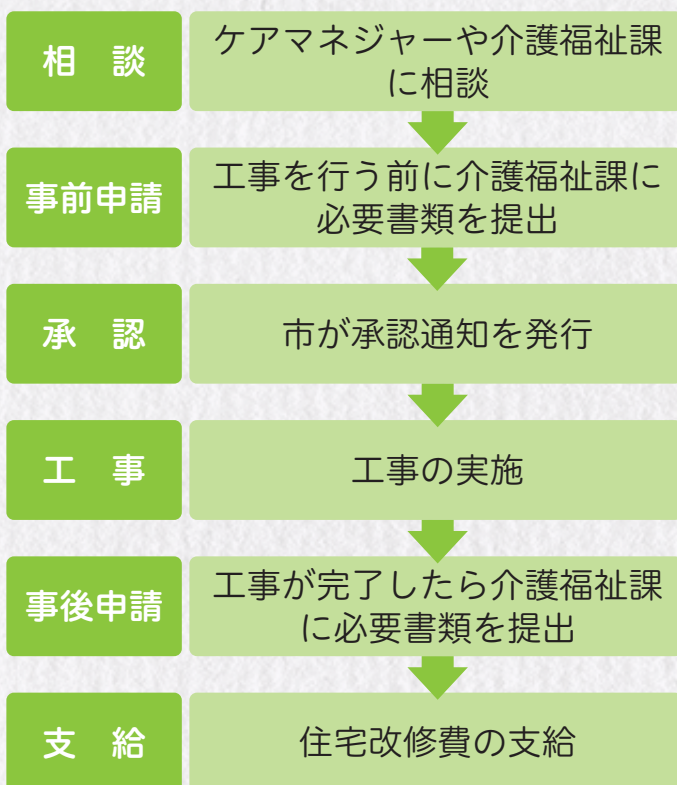
数回に分けて

使うことも

可能です。



住宅改修利用の流れ



※受領委任払い制度が利用できます。

リフォームヘルパー制度

建築士、作業療法士などの専門職を含むリフォームヘルパーチームが、無料で住宅改修の相談、助言を行うリフォームヘルパー制度もあります。

利用された場合は、1回限り支給対象額が20万円上乗せされます。

なお、申込み順になりますので、順番をお待ちいただく場合があります。

詳細は、介護福祉課またはケアマネジャーにご相談ください。



自己負担額について



負担割合

介護保険のサービスを利用した際は、原則として利用料の1～3割を自己負担します。負担割合については、以下の判定方法に基づいて利用者ごとに決定します。

3割負担の人

本人の合計所得金額が220万円以上であり、同一世帯内で65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上

2割負担の人

3割負担に該当しない人で、本人の合計所得金額が160万円以上であり、同一世帯内で65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯で280万円以上、または2人以上世帯で346万円以上

1割負担の人

3割負担にも2割負担にも該当しない人

※第2号被保険者(40～64歳の人)、市区町村民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

支給限度額

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて1か月に利用できる金額に上限(支給限度額)が決められています。支給限度額の範囲内であればサービス利用時の自己負担は1～3割となりますが、支給限度額を超えてサービスを利用した際は全額自己負担となります。

サービスの支給限度額(1か月)

	支給限度
事業対象者	5,032単位
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入 ●居宅介護住宅改修
 - 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型・短期利用を除く)
 - 居宅療養管理指導 ●地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
 - 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防においても同様

※日進市ではサービスの種類により「1単位=10円～10.42円」となります。

介護保険サービス事業費貸付金

住宅改修費または福祉用具購入費(償還払い)の負担が大きくて一時的に支払えない人や、介護認定前の介護サービス費用を支払うことが困難な人に、無利子で費用を貸し付ける制度です。

対象者：介護保険料の滞納のない人、

かつ要介護認定を受けている人または確実に認定される見込みの人

貸付額：保険給付の支給見込額の範囲内

返還方法：6か月以内に一括または分割払いもしくは今後のサービス費用に繰り替え充当

申請方法：サービス費用の請求書・通帳をお持ちの上、介護福祉課に申請

自己負担の軽減

介護保険サービス利用の自己負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの自己負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が以下の限度額を超えた際は、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

※給付を受けるには、介護福祉課への申請が必要です。

※施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担限度額

区分		限度額
課税所得 (※1)	690万円以上	140,100円（世帯）
	380～690万円未満	93,000円（世帯）
	380万円未満	44,400円（世帯）
一般 (市民税課税者がいる世帯)		44,400円（世帯）
世帯全員が市民税非課税		24,600円（世帯）
・老齢福祉年金の受給者 ・前年の合計所得金額と 課税年金収入の合計が 80.9万円以下の人（※2）		24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護の受給者など		15,000円（個人）



※1 世帯に属する65歳以上の人の課税所得

※2 令和8年8月1日以降は「82.65万円以下の人」

介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同じ世帯内で、介護保険と国民健康保険などの医療保険の両方を利用して、自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）と高額療養費（医療保険）を適用した後の年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して以下の限度額を超えた際は、超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として後から支給されます。

※給付を受けるには、加入している医療保険への申請が必要です。

※同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

介護と医療の自己負担額合算後の限度額（年額）

70歳未満の人

区分		限度額
基準総所得額 (※3)	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
世帯全員が市民税非課税		34万円

※3 基準総所得額＝前年の総所得金額など－基礎控除33万円

70～74歳の人、 後期高齢者医療制度で医療を受ける人

区分		限度額
課税所得	690万円以上	212万円
	380～690万円未満	141万円
	145～380万円未満	67万円
一般（市民税課税世帯）		56万円
低所得者Ⅱ (世帯全員が市民税非課税)		31万円
低所得者Ⅰ (世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた場合に所得が0円になる人。年金収入のみの場合80.9万円以下の人)（※4）		19万円

※4 令和8年8月1日以降は「82.65万円以下の人」

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防を応援する仕組み

フレイルから「元の自分らしい暮らしを取り戻す」を目指します。



基本チェックリストとは、

日常生活機能の低下や心身機能の衰え（フレイル）のリスクをチェックするツールです。

No.	質問項目	回答 (いずれかに○をつけてください。)		判定	
		0. はい	1. いいえ		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	関連日常生活	複数の項目による支障の有無
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	運動器	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ちあがっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分くらい続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	栄養	
11	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長 cm 体重 kg (※BMI)	1. はい	0. いいえ	口腔	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	こ閉もり	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	認知機能	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると いわれますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	うつ傾向	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

※BMI (=体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)) が18.5未満の場合に「1. はい」に該当する。

フレイルとは、

加齢により心身機能が低下した状態、生活の質や健康に影響を与える可能性がある状態です。適切に予防・改善すれば“要介護状態”に進まずに自立した生活を維持できる可能性があります。



判定結果からみるフレイルリスクと取り組みポイント

左ページ「回答」で「1」につけた○の数を数えてみましょう。

リスク	1の数
運動器	
栄養	
口腔	
閉じこもり	
認知機能	
うつ傾向	

栄養 口腔
栄養・食生活改善、
口腔ケア・トレーニングなど

フレイル予防の 3つの柱

身体活動

筋トレ、ウォーキング、
体操、外出、掃除など

社会参加

友人・知人との会話、趣味、
つどいの場、地域活動など

「あなたの思い」と「生活の困りごと」の視点から
自立した生活を続けていくためのプランを考えてみましょう。

フレイルから

「元の自分らしい暮らしを取り戻す」を目指します。

これからも**自立した生活を続けるための介護予防**プランを一緒に考えます。

わたしの思い

1年後も
自分のことは
自分でやりたい

いいえ

はい

体に自信がいたら
もう一度
やりたいことや
行きたいところがある

はい

いいえ



生活でのお困りごと

食事・着替え・排泄は一人でできる

はい

いいえ

生活に関する行為がしづらい

屋外歩行・買い物・ゴミ出し
掃除・洗濯・調理・入浴

いいえ

基本動作がしづらい

寝返り・起き上がり
立ち上がり・歩行

いいえ

買い物・医療機関受診
金融機関への外出

物忘れで生活に困っている

はい

困ったときに速やかに家族・
知人に相談・連絡すること

難病・認知症・がん(末期)など



※このフローは介護予防の視点を重視したプランイメージです。疾病や生活環境含め総合的に介護予防ケアマネジメントにより判断します。

望む生活を続けるための予防法※

“やりたい”“行きたい”を自分で叶える

はい

フレイル改善コース

医療専門職のアドバイスをもとにしづらい生活の行為・動作を改善します
この先も“自分のことは自分でやりたい”の想いを叶え続けるための方法を学びます **短期集中予防サービス（サービス活動C）**

はい

社会資源活用コース

まだ自分でやれることはあります
介護予防のためにバス・タクシー・ネットスーパー等を活用し自分の生活方法を再構築しましょう
(地域住民による) 高齢者移動支援事業等も活用しましょう

困っている

困っていない

いいえ

社会参加（認知機能維持・閉じこもり予防）により介護予防つどいの場（ぷらっとホームなど）体操教室などへ参加してみましよう
（サービス活動B・一般介護予防事業・民間サービス）
地域の人と繋がり声を掛け合う関係づくりをしましょう
趣味や運動等生きがいを見つけ認知機能を維持しましょう

声をかけてもらいながら 自分のことは自分で

できる

できない

見守り

自分でできること（屋内歩行・簡単な調理・排泄・清潔保持）は行い、サポートを受けながら改善できることを見つけましよう
（サービス活動A）

生活支援

安全な環境で専門的生活支援を受けながら、日々の楽しみを見つけ、自分でできること（屋内歩行・衣服の着脱・排泄・清潔保持）を行い、少しでも長く自立した生活を続けられるようにしましよう
（従前相当サービス）

面談にて

介護予防・日常生活支援総合事業とは

日進市が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、地域に暮らす全ての高齢者が自立した日常生活を送ることを目指すものです。

介護予防・日常生活支援総合事業の流れ

65歳以上の人

一般介護予防事業

各種教室、住民主体のサービス・活動 ※地域により内容が異なります

- ・要支援1・2の人
- ・基本チェックリストで事業対象者と判定された人
(サービス・活動事業を利用したい場合は、地域包括支援センターまたは介護福祉課にご相談ください。)

サービス・活動事業

・訪問型サービス

サービスの種類	単位数	内容
従前相当サービス	287単位	市が指定した事業所のホームヘルパーが訪問して、身体介護や生活援助を行います。
訪問型サービス・活動A	220単位	市が指定した事業所の生活支援サポーター（市の所定の研修を修了した人）などが訪問して、身体介護以外の生活援助を行います。（1時間程度）

・通所型サービス

サービスの種類	単位数	内容
従前相当サービス	436単位	市が指定した事業所で生活機能の向上のための機能訓練などを行います。
通所型サービス・活動A	357単位	市が指定した事業所で半日程度のミニデイサービス（運動、レクリエーションなど）を行います。
通所型サービス・活動C (短期集中予防サービス)	プログラムによる	生活機能の向上のための運動器の機能向上や栄養改善などの短期集中プログラム（3か月）を行います。

※単位数は要支援1、週1回利用の場合

地域包括支援センターにご相談ください

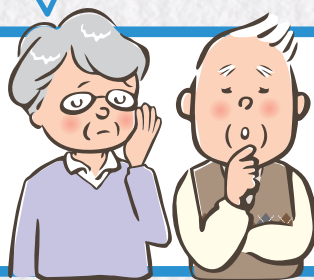
地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの生活を支える相談窓口です。地域で暮らす高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らしていけるよう、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師などが中心となり、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から支援します。

地域包括支援センターは、このような相談や支援を行います。

健康や生活について

- ・介護予防のことを具体的に知りたい
- ・生活に困りごとが出てきた
- ・体が衰えて自信がなくなってきた



高齢者の権利や財産について

- ・預貯金通帳や財産の管理が不安になってきた
- ・特殊詐欺にあった
- ・虐待を受けている

その他いろいろな相談ごと

- ・近所のひとり暮らしの高齢者が心配だ
- ・介護サービスに関して困ったことがある
- ・介護している人の集まりに参加したい
- ・認知症のことで相談したい



高齢者に関する困りごとや心配ごとなどご相談ください。
地域のネットワークで、総合的に支援します。

	担当地区	連絡先
中部	蟹甲・折戸・栄（1・2丁目）・本郷・岩崎・岩藤・南ヶ丘・東山・藤塚・竹の山	TEL：0561-73-4890 FAX：0561-74-7011
東部	藤枝・米野木・米野木台・三本木・藤島・北新・五色園・栄（3～5丁目）	TEL：0561-74-1300 FAX：0561-74-1303
西部	赤池・赤池南・浅田・浅田平子・梅森・梅森台・野方・香久山・岩崎台	TEL：052-806-2637 FAX：052-806-2638

市内に3つの地域包括支援センターがあります。
お住まいの地区により相談先が異なりますので、担当地区をご確認ください。
※各地域包括支援センターの場所は裏表紙をご覧ください。

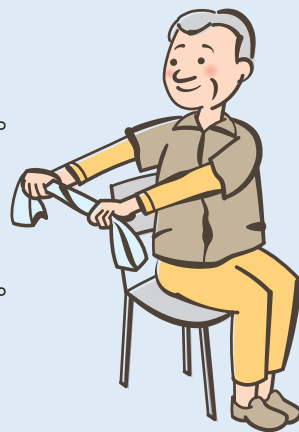
一般介護予防事業

体操教室・栄養教室・口腔教室

介護予防のため、下記教室を開催します。

- ・ **体操教室**
運動習慣を身につけることを目的とした介護予防の教室です。
- ・ **栄養教室**
高齢期の栄養について管理栄養士から学べる教室です。
- ・ **口腔教室**
オーラルフレイル予防について歯科医師から学べる教室です。
開催日時、参加方法などはお問い合わせください。

問合せ先 ▶ 介護福祉課 (TEL: 0561-73-1484)



回想法

回想法とは、自らの体験や昔懐かしい思い出を語り合うことにより、脳を活性化させ、認知機能の維持・改善に役立てようという方法です。思い出話に花を咲かせて楽しいひとときを一緒に過ごせます。

〈オープン回想法〉(日進おはなしひろば)

日時：毎週金曜日 午後1時30分～午後2時30分

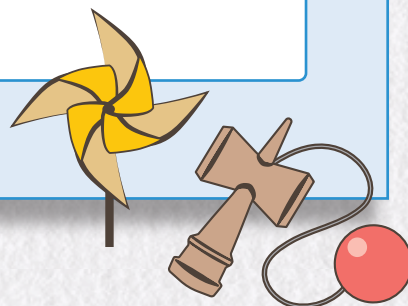
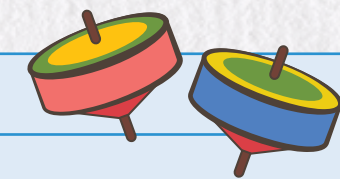
※開催のない日もありますので、日程・場所などについてはお問い合わせください。

場所：日進市中央福祉センター 別館会議室など ※事前予約不要

〈出前回想法〉

ほっとカフェ、ぷらっとホーム、ふれあい・いきいきサロンなどのつどいの場、老人クラブなど地域での集まりに市内の回想法グループが伺います。興味を持たれた人はお気軽にお問い合わせください。

問合せ先 ▶ 介護福祉課 (TEL: 0561-73-1484)



サービス・活動事業



足腰おたっしゃクラブ（短期集中予防サービス）

理学療法士など専門的な指導のもと、運動・面談を中心とした個別の短期集中プログラムです。転倒の不安、買い物・掃除など生活のしづらい動作を改善します。“これからも自分のことは自分でやりたい”を叶え続ける方法を学びます。（栄養講座もあります）

希望者には自宅まで送迎します。

日程、利用料金などはお問い合わせください。

対象者▶ 事業対象者または要介護認定で要支援と認定されている人

問合せ先▶ お住まいの地区の地域包括支援センター

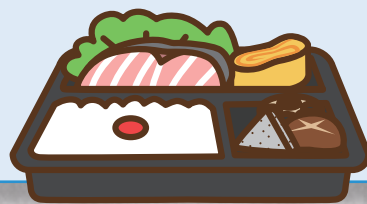
配食サービス

夕食の提供を通して、安否確認や調理支援を行うとともに、高齢者の在宅生活を支援します。

対象者▶ 以下の条件をすべて満たす人
 ①食事の調理が困難な人または安否確認が必要な人
 ②65歳以上のひとり暮らしの人または65歳以上の人のみで構成される世帯
 ③事業対象者または要介護認定を受けている人

助成額▶ 360円／1食

問合せ先▶ お住まいの地区の地域包括支援センター
 担当ケアマネジャー



在宅支援サービス

自立を支援するサービス

シルバーサポートサービス

シルバー人材センターの「シルバーさん」が、日常生活の範囲において原則、屋内の家事の手伝いをします。

- 対象者** 満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯に属する人で、支援が必要と認められる人
- 利用料** 100円／1時間
※ごみの処分代、材料費、機材費および車代などは別途負担していただきます。
- 問合せ先** お住まいの地区の地域包括支援センター



寝具洗濯乾燥サービス

自分で布団を干すことができない人の布団を、年2回水洗いします。

- 対象者** 満65歳以上でひとり暮らしまたは長期にわたり寝たきりの人
重度心身障害者
- 利用料** 掛布団・敷布団 300円／1枚
毛布 100円／1枚
- 問合せ先** お住まいの地区の地域包括支援センター



訪問理美容サービス

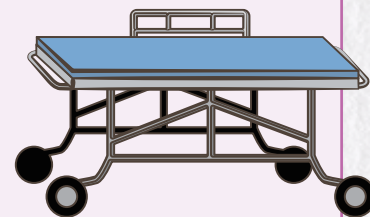
外出が困難で理美容店に出かけることが難しい人のお宅に、年6回まで理美容店から出張してサービスを行います。

- 対象者** 要介護3～5と認定されて、在宅で介護を受けている人
- 利用料** カット代など+200円
- 問合せ先** 介護福祉課 (TEL: 0561-73-1495)



移送サービス費助成

自宅と医療機関または福祉施設とを移動するために利用したストレッチャー装備車などの料金を助成するサービスです。



- 対象者** 以下の条件をすべて満たす人
- ①介護保険料の滞納がない人
 - ②要介護認定を受けている人
 - ③寝たきりまたは常時車いすが必要な人
 - ④移動の際に特殊車両が必要な人
- ※転院や一時帰宅のための利用はできません。

- 助成額** 負担割合に応じて費用（1回あたり3,000円まで）の一部を助成
※1か月2回まで申請可能です。

- 利用方法**
- ①市と契約した事業者で、ストレッチャー装備車、リフト付き車両を利用。利用する際に移送サービス費助成を受けたい旨を伝える。（介護タクシーウェルキャブを含む。）
 - ②利用の際に事業者から発行される「移送サービス利用証明書兼領収書」と振込口座（本人名義）の分かるものをお持ちの上、介護福祉課に申請。（支給は翌月）

※車両の申し込み先（市との契約業者）は市ホームページをご覧ください。

- 問合せ先** 介護福祉課（TEL：0561-73-1495）

紙おむつ購入助成券支給サービス

紙おむつの購入費を助成するサービスです。



- 対象者** 以下の条件をすべて満たす人
- ①介護保険料の滞納がない人
 - ②要介護認定を受けている人
 - ③医療機関へ入院中でない人
 - ④介護保険施設に入所中でない人
 - ⑤紙おむつを必要としている人

- 利用方法**
- ①紙おむつ購入助成券交付申請書を介護福祉課へ提出。
 - ②申請のあった日の翌月分から使用できる助成券を郵送で交付。

- 助成額** 負担割合に応じて助成券を配布

- 対象品目** 紙おむつ、尿とりパッド

- 問合せ先** 介護福祉課（TEL：0561-73-1495）

ひとり暮らし高齢者支援サービス

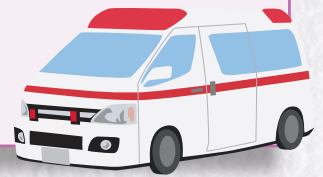
緊急通報システム装置の取り付け

急病や事故などの緊急の場合に、消防署に直接連絡することができる装置と発信機を貸し出し、近隣の協力員とともに緊急時の見守り体制を作ります。

対象者 満65歳以上のひとり暮らしの人で心疾患・脳疾患などがある人
ひとり暮らしの心身障害者

利用料 無料

問合せ先 お住まいの地区の地域包括支援センター



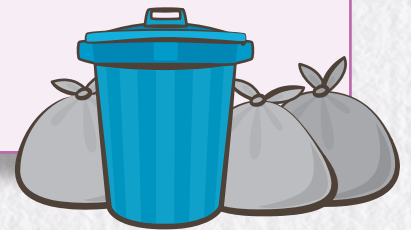
エコサポート

家庭から出されるごみ（粗大ごみ、大量のごみ不可）および資源を所定の場所まで持ち出すことが困難な人のごみ出しを支援します。

対象者 満65歳以上のひとり暮らしの人で、要介護認定を受けている人
身体障害者などの手帳の所持者でひとり暮らしの人
上記の条件に該当する人のみを構成員とする世帯
(※) 問い合わせ先の職員が、生活状況を確認し、市への申請の判断をします。
介護度が軽く自分でごみを出せたり、支援者の協力でごみを出すことができる人は対象とはなりません。

利用料 無料

問合せ先 お住まいの地区の地域包括支援センター



日常生活用具の給付

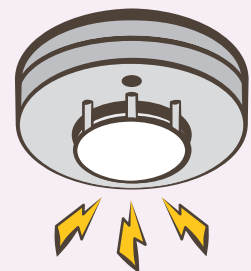
火の元の始末を忘れないための日常生活用具3品目を給付します。

対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの人

対象品目 電磁調理器、火災警報器、自動消火器

利用料 収入に応じた負担金

問合せ先 お住まいの地区の地域包括支援センター



認知症高齢者支援事業

N-cafeとは…
日進市内で開催する
認知症カフェ
の総称です。



認知症カフェ (N-cafe)

自分の気持ちを話したい・相談したいなど、誰もが（認知症の人やその家族、地域の人、専門職など）気軽に集い、認知症を「自分ごと」としてとらえ、一緒に考え、お互いに情報を共有したり、理解し合う場所です。

(令和8年3月時点)

	開催日時	場 所	参加費	問合せ先
市内の認知症カフェ一覧	you,i cafe あい工房	毎週月曜日 午前10時～正午 あい工房 (蟹甲町中島40-2)	300円 (飲食代含む)	0561-41-9910
	K&Nカフェ	原則 毎月第1火曜日 午前10時～正午 日進市立図書館ほか (蟹甲町中島3)	無料 (飲物代実費)	0561-73-4885 (日進市社会福祉協議会)
	N-cafe スターバックスコーヒー 日進香久山店	原則 毎月第2火曜日 午前10時～正午 スターバックス コーヒー日進香久山店 (香久山4-201-3 MiO香久山con*te uno)	無料 (飲物代実費)	0561-73-1484 (介護福祉課)
	N-cafe あゆみ	毎月第3水曜日 午前10時～正午 カフェ&ベーカリー あゆみ (蟹甲町中島18)	無料 (飲物代実費)	0561-75-5506
	五色園 Nカフェ	毎月第4木曜日 午前10時～正午 五色園第一集会所 (五色園1-1802)	100円 (飲食代含む)	0561-73-6237

※開催日時は変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※認知症カフェの開設者を随時募集しています。介護福祉課 (TEL: 0561-73-1484) へお問い合わせください。

認知症本人交流会

認知症の診断を受けて不安な方、これからのことが心配な方が一緒に話をする場所です。認知症の本人同士だからこそ話し合えること、お互いが力になれることがあります。

対 象 者 ▶ 認知症の診断等を受けた人

時 間 ▶ 午後1時30分～午後3時30分

※日程についてはお問い合わせください。

※認知症家族交流会を隣接会場にて同時開催しています。

場 所 ▶ 日進市中央福祉センター等

申 込 先 ▶ 介護福祉課 (TEL: 0561-73-1484)

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。そして、わたしたちの住んでいるまちを「認知症バリアフリー社会」に変えていく一員です。認知症サポーター養成講座を受講すれば、子どもから大人までどなたでもサポーターになることができます。市では、認知症サポーター養成講座を希望するグループ・団体に講師を無料で派遣しています。

※認知症バリアフリーとは、生活のあらゆる場面で認知症に対する偏見と理解不足によるバリア（障壁）をなくす（フリーにする）ことです。



- 対象者** ▶ 受講を希望する5人以上のグループ・団体・職場・学校など
※5人以上そろわない場合は応相談
- 受講料** ▶ テキスト代など全て無料
- 講座の内容** ▶ 認知症の理解、認知症の人への声のかけ方や関わり方
- 所要時間** ▶ 90分
- 申込先** ▶ お住まいの地区の地域包括支援センター

認知症初期集中支援チーム

認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族をサポートするために、専門職によって構成されたチームです。認知症に関する心配ごとの相談および適切な医療・介護サービスの紹介などを行います。

認知症は誰もがなる可能性がある病気です。できるだけ早い段階で適切な医療・介護につながることによって、症状の改善や進行の抑制になる場合もあるため、一人で抱え込まず、お早めにご相談ください。

- 問合せ先** ▶ ①お住まいの地区の地域包括支援センター
②認知症初期集中支援チーム事務局
日進市中部地域包括支援センター内（TEL：0561-73-4890）
※ご家族だけのご相談もお受けします。

認知症やさしい手ネットにっしん情報配信システム

認知症を理解してくださる人にあらかじめメールやファクスの受信登録をしていただき、認知症の人が行方不明になったら、その人の特徴（年齢、性別や服装など）をお知らせして、地域で発見・保護できるように協力していただくしくみです。

- ・ 認知症などで行方不明となるおそれがある市内在住の人やそのご家族向け
認知症もしくはその疑い等で行方不明になる可能性がある人の情報をあらかじめ登録することができます。事前登録により、迅速に情報配信を行うことが可能になります。

登録方法

「認知症やさしい手ネットにっしん事前登録届」(市ホームページからダウンロード可) に必要事項を記入の上、介護福祉課に6か月以内の写真を添えて提出

・ 地域支援者向け

検索を助けていただく「地域支援者」を随時募集しています。活動はボランティアなので、日常生活で可能な範囲での検索をお願いします。

登録方法

(1) メール受信

二次元コードを読み取り、サイトにアクセスし、空メールを送信

※読み取りができない場合は、
以下のアドレスに空メールを送信
t-nisshin-yasasiite-net@sg-p.jp



二次元コード

(2) ファクス受信

「認知症やさしい手ネットにっしんファクス受信登録届」(市ホームページからダウンロード可) に必要事項を記入の上、介護福祉課に提出

問合せ先 ▶ 介護福祉課 (TEL : 0561-73-1484)



にっしんあんしん補償（認知症高齢者等個人賠償責任保険）

認知症やその疑いがある人が、日常生活の偶発的な事故などにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、支払わなければならない賠償金を市が加入する保険で補償します。

対象者

やさしい手ネットにっしん情報配信システムの事前登録者であって、自宅等で生活している人

※介護保険施設に入所中、または1か月以上継続して入院している人は対象となりません。

保険料

自己負担なし（市が保険者となり、保険金を負担します）

申込方法

加入登録書（介護福祉課窓口で配布）を介護福祉課に提出

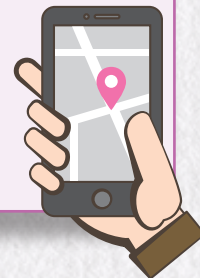
問合せ先

介護福祉課 (TEL : 0561-73-1484)

認知症高齢者等位置情報提供（GPS）サービス費助成

認知症により行方不明となるおそれのある高齢者とそのご家族が、市と協定を結んだ事業者の位置情報サービスを利用する場合に費用の一部を助成します。

- 対象者**▶ 認知症により行方不明となるおそれのある高齢者とそのご家族
- 助成額**▶ サービス利用にかかる初期費用（加入料金、付属品費用）※7,000円に消費税相当額を加算した額を上限とします。
- 問合せ先**▶ お住まいの地区の地域包括支援センター



みまもりシールにっしん(認知症高齢者等保護情報共有サービス)

認知症やその疑いのある人が行方不明になった際、衣服等に貼った二次元コード(みまもりシール)が読み取られると、ご家族等へ発見通知メールが届き、チャット形式の伝言板を通じてやりとりができます。

- 対象者**▶ 「認知症やさしい手ネットにっしん情報配信システム」に登録した人
- 費用**▶ 無料（1人につき、耐洗ラベル20枚・蓄光シール10枚をお渡しします）
- 申込方法**▶ 認知症やさしい手ネット事前登録届、みまもりシールにっしん登録届（介護福祉課窓口で配布）を介護福祉課に提出
- 問合せ先**▶ 介護福祉課（TEL：0561-73-1484）

家族介護者支援事業

介護者のつどい（ひだまりの会）

介護をしている人、介護を経験された人がお互いの悩みや体験談、介護のコツ、趣味などを自由に話す会です。悩みや不安を一人で抱え込む前に、ご参加ください。

日時 午後1時30分～午後3時（原則月1回）
※日程についてはお問い合わせください。

場所 日進市中央福祉センター 別館会議室

問合せ先 介護福祉課（TEL：0561-73-1484）



認知症家族交流会

認知症の人を介護している家族が、お互いに悩みを相談し、情報交換ができる場です。認知症の家族の介護に悩んでいる人や介護をしている仲間がほしい人はぜひご参加ください。

日時 午後1時30分～午後3時30分（原則月1回）
※日程についてはお問い合わせください。

場所 日進市中央福祉センター 等

参加費 100円程度（お茶代）

問合せ先 介護福祉課（TEL：0561-73-1484）

※3月は認知症の人が一緒に参加できるケアラズカフェがあります。



やさしい介護教室

介護で困る前に知っておきたいテーマについて、専門職の講師から話を聞くことができます。住み慣れた場所で無理なく介護を続けていくための知識を身につけたい人におすすめの教室です。

開催日時などは市ホームページ・広報にしんでお知らせします。

問合せ先 介護福祉課（TEL：0561-73-1484）



介護マーク

介護者が外出時のトイレ介助などの際、見た目からは介護中と分からないために誤解や偏見を持たれないよう、介護する人が身につけるマークを配布しています。

対象者 要介護認定を受けているまたは障害のある人を介護している人など

申請方法 申請用紙（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、介護福祉課またはお住まいの地区の地域包括支援センターに提出

問合せ先 介護福祉課（TEL：0561-73-1484）



その他

ヘルプマーク・ヘルプカード

援助や配慮を必要としている人や外見では手助けが必要だと分かりづらい人が、日頃から携帯して、災害時や日常生活の中で困った際に提示するなど、周囲の人に理解や支援を求めるきっかけをつくるマークおよびカードです。

対象者 ▶ 市内在住で義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、認知症の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人
※障害者手帳の有無は問いません。

配布場所 ▶ 地域福祉課または日進市障害者相談支援センター

問合せ先 ▶ 地域福祉課（TEL：0561-76-0103）
日進市障害者相談支援センター
（TEL：0561-72-0853）



民生委員・児童委員、主任児童委員

高齢者や障害者、生活困窮者、児童および妊産婦など、援助を必要とする人の相談に応じ、助言や援助を行います。一定の区域を担当し、地域住民の身近な存在として、必要な支援・サービスなどを紹介し、行政や専門機関につなぎます。守秘義務がありますので、安心して相談できます。お住まいの地区の担当民生委員・児童委員、主任児童委員についての詳細はお問い合わせください。

問合せ先 ▶ 地域福祉課福祉相談室（TEL：0561-73-1519）

ACP手帳

もしものときに備えて、自身が望む医療やケア、あなたらしい生き方について前もって考え、あなたの想いを大切な人たちと繰り返し話し合い、共有するためのツールです。

配布場所 ▶ 介護福祉課窓口、中央福祉センター、各地域包括支援センター
※市ホームページからダウンロード可能です。

問合せ先 ▶ 介護福祉課（TEL：0561-73-1484）
日進市在宅医療・介護連携支援センター（やまびこ日進）（TEL:0561-75-5512）



エンディングノート

今後に備え、介護・医療・葬儀・相続・お墓のことやご自身の思いなど周りの人に伝えたいことをあらかじめ書き留めておくためのものです。

配布場所 ▶ 介護福祉課またはお住まいの地区の地域包括支援センター
※市ホームページからダウンロード可能です。

問合せ先 ▶ 介護福祉課 (TEL : 0561-73-1484)



福祉なんでも相談会

日々の暮らしの中で、「これって誰に？ 何を相談すれば？」と思うことはありませんか。社会福祉協議会の地域たすけあい相談員(コミュニティソーシャルワーカー)が、身近な相談役としてお話を伺います。

対象者 ▶ どなたでも

問合せ先 ▶ 各福祉会館

相談会場	問合せ先
東部福祉会館	TEL : 0561-73-7881
南部福祉会館	TEL : 0561-73-8155
相野山福祉会館	TEL : 0561-72-8122
岩崎台・香久山福祉会館	TEL : 052-800-6601
北部福祉会館	TEL : 0561-73-0183
西部福祉会館	TEL : 052-803-5286

※ホームページまたは各福祉会館へお問い合わせください。

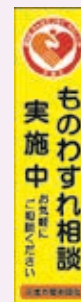


福祉なんでも相談会
ホームページ

薬局「ものわすれ相談」

市薬剤師会会員薬局では、薬剤師による「ものわすれ相談」を受け付けています。脳の健康チェックや相談機関などを紹介しています。各薬局によって、相談時間が異なります。詳細は、直接薬局にお尋ねください。

問合せ先 ▶ 日進市薬剤師会会員薬局
※「ものわすれ相談実施中」のポスター、卓上のぼりがある薬局で実施しています。



災害時要援護者地域支援制度

大規模な地震や風水害が発生した際に、自力での避難が困難な人や、ひとり暮らし高齢者などが地域の中で避難支援や安否確認などの支援を受けられるよう、安心な地域づくりの推進を図るための制度です。

台帳情報に基づき、お住まいの地域の区長や自治会長、民生委員・児童委員、自主防災組織が災害時における支援体制の整備や日常の見守り活動に活用します。

※災害時要援護者は地域の善意により支援を受けるものであるため、登録によって災害時における支援が保障されるものではありません。

また、災害時に地域の援助者が支援を行うにあたっては、決して責任を伴うものではありません。

対象者

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの人
- ・ 65歳以上のみの世帯の人
- ・ 要介護3～5の人
- ・ 第一種身体障害者、療育手帳を持っている人
- ・ その他避難に支援が必要な人

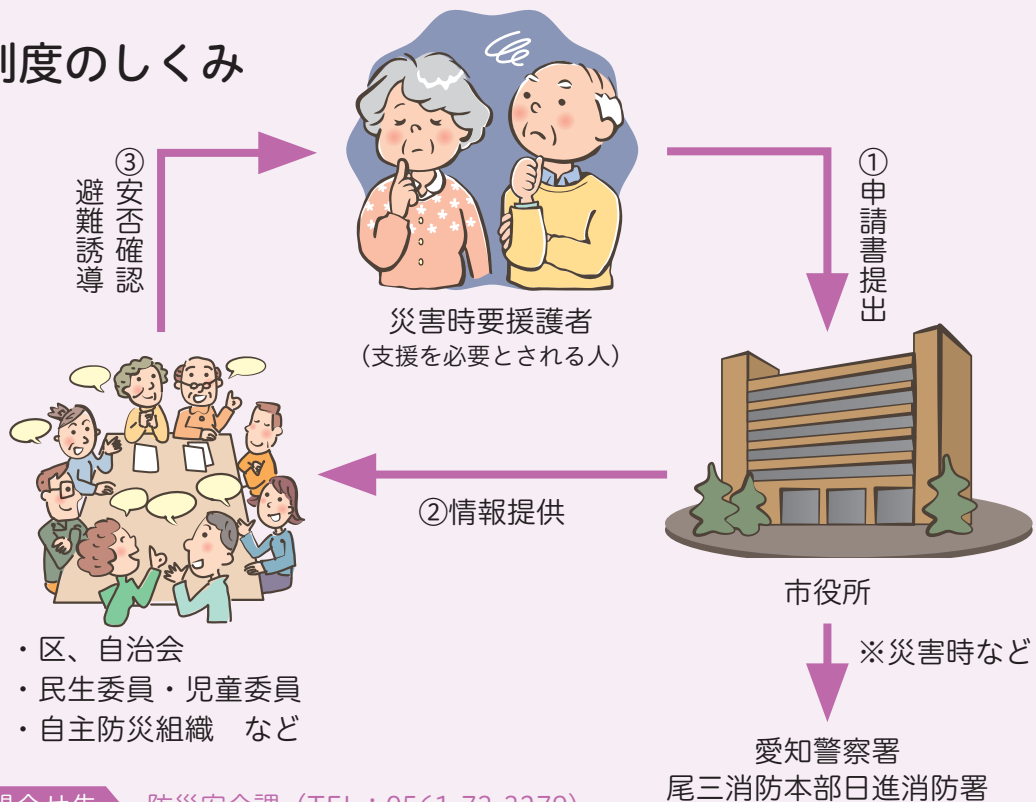
※在宅の人が対象です。

登録方法

「日進市災害時要援護者地域支援制度同意書兼登録申請書」（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、地域福祉課または防災安全課に提出

※障害などの理由で申請書の記載・申請が困難な場合は、代理記載・申請が可能です。

制度のしくみ

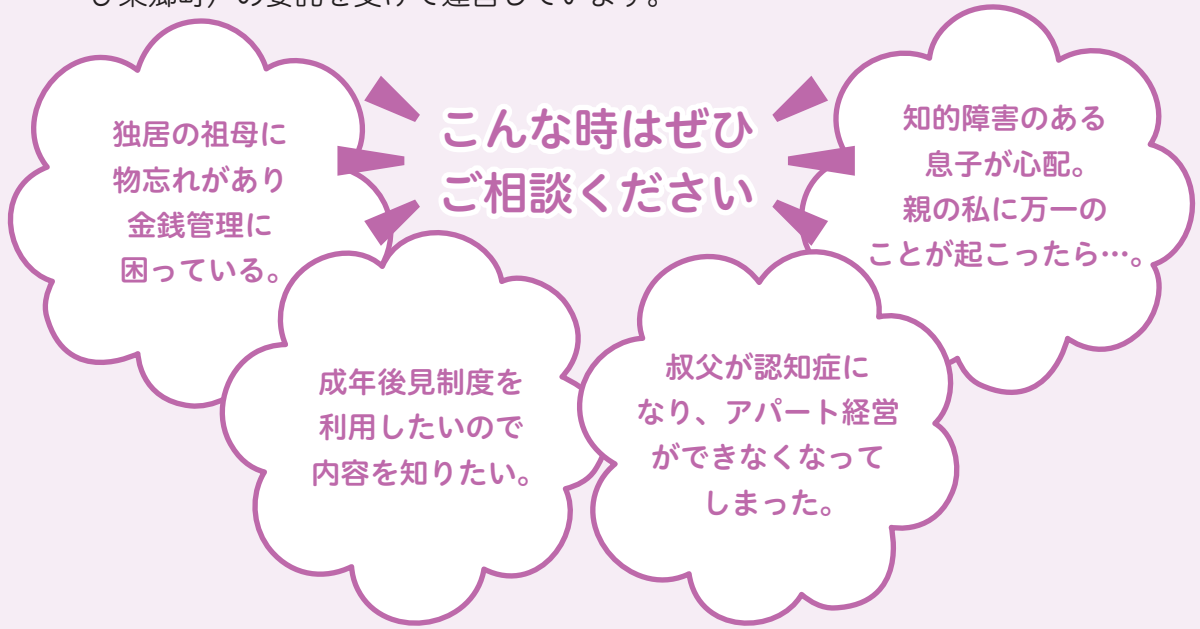


問合せ先

防災安全課 (TEL : 0561-73-3279)
地域福祉課 (TEL : 0561-76-0103)

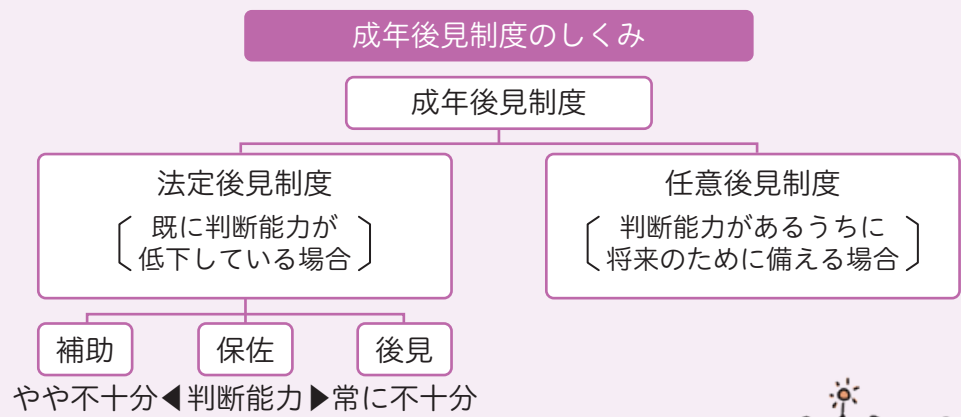
特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター（愛称：あすライツ）

判断能力が十分でない高齢者や、知的・精神障害のある人の財産や権利をまもるために、尾張東部5市1町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市および東郷町）の委託を受けて運営しています。



成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的・精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利をまもる援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。



- 問合せ先 ▶ 尾張東部権利擁護支援センター
TEL：0561-75-5008 FAX：0561-75-5088
- 住 所 ▶ 日進市竹の山4丁目301
(日進市障害者福祉センター内)
- ホームページ ▶ <https://owaritoubu-kouken.net>



マスコットキャラクター あす&ライツ

生活支援コーディネーター

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるように地域の住民組織や関係団体と連携して、助け合い・支え合いの体制づくりを進めます。

市全体を担当する第1層生活支援コーディネーターと各地区を担当する第2層生活支援コーディネーターがいます。

第1層生活支援コーディネーターは、市全域での生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する役割を担います。

第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域などにおいて生活支援サービスの立ち上げ支援、団体間の連携協働を促進する役割を担います。

詳細はお問い合わせください。

問合せ先 介護福祉課 (TEL: 0561-73-1484)
日進市社会福祉協議会 (TEL: 0561-73-4885)

第1層生活支援コーディネーター ※市全域を担当

日進市中央福祉センター (福)日進市社会福祉協議会 事務所内

第2層生活支援コーディネーター ※日常生活圏域ごとに地区を担当

担当地区

中部	蟹甲・折戸・栄 (1・2丁目)・本郷・岩崎・岩藤・南ヶ丘・東山・藤塚・竹の山
東部	藤枝・米野木・米野木台・三本木・藤島・北新・五色園・栄 (3～5丁目)
西部	赤池・赤池南・浅田・浅田平子・梅森・梅森台・野方・香久山・岩崎台

不在者投票

病院、施設に入所されている方や、日進市外の市町村に滞在する方は、不在者投票ができる場合があります。詳細はお問い合わせください。

問合せ先 選挙管理委員会事務局 (行政課) (TEL: 0561-73-3418)

家具転倒防止金具支給事業

地震時におけるタンスや書棚などの転倒による被害を防止するため、家具転倒防止金具の支給・取り付けを行います。申請は同一世帯につき1回に限ります。

対象者 以下のいずれかに該当する人
①満65歳以上の人のみの世帯
②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯
③義務教育就学中または就学前の子を有する母子世帯

対象家具 タンス、食器棚、本棚など4点まで (家電製品は取付不可)
※家具の状態などにより取り付けできない場合があります。

問合せ先 防災安全課 (TEL: 0561-73-3279)

感震ブレーカー設置補助金

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーの電気を自動的に止める器具の設置費用の一部を予算の範囲内で補助します。

感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

対象者 ▶ 市内に住宅を所有し、当該住宅に分電盤タイプまたは簡易タイプの感震ブレーカーを設置しようとする人

問合せ先 ▶ 防災安全課（TEL:0561-73-3279）

特殊詐欺対策装置購入費補助金

頻発する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、対象機器の購入に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。（愛知県との協調事業）

対象者 ▶ 市内在住の令和9年3月31日時点で満65歳以上の人で、以下のいずれかに該当する人

- ①高齢者のみの世帯の人
- ②日中に高齢者のみとなる世帯の人

対象機器 ▶ 通話録音装置、着信拒否装置、通話録音機能又は着信拒否機能を内蔵した固定電話機（いずれも新品のもの）
※詳細は購入・設置前に防災安全課にお問い合わせください。

問合せ先 ▶ 防災安全課（TEL:0561-73-3279）

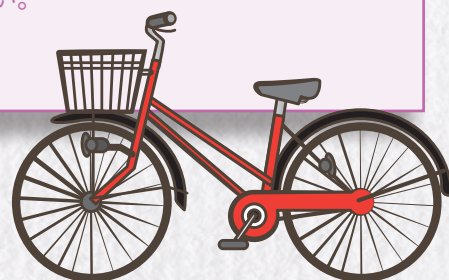


自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

自転車乗車時における転倒や交通事故などにおける頭部への被害を防止・軽減するため、ヘルメット購入費用の一部を予算の範囲内で、愛知県との協調事業により補助しています。（自転車を利用する際は、ヘルメットを着用するよう努めなければなりません。）

対象者 ▶ ①市内在住の令和9年3月31日時点で65歳以上の人
②市内在住の令和9年3月31日時点で7歳以上18歳以下の人
※詳細は購入前に防災安全課にご相談ください。

問合せ先 ▶ 防災安全課（TEL：0561-73-3279）



社会参加の支援



仲間づくりの支援

つどいの場



地域の人々が気軽に集まれる小さな拠点となる場所を指します。「つどいの場」は、身近な地域での交流のきっかけづくり、介護予防にもつながる健康づくり、そして助け合い、支え合いの顔の見える関係づくりなど、さまざまなことを目的としています。「つどいの場紹介ブック」は市または日進市社会福祉協議会ホームページからダウンロード可能です。つどいの場一覧は日進市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。



ほっとカフェ

地域の人々の自主運営ではじまった活動で、気軽に集まってお茶を飲みながらおしゃべりをする場です。地区の集会所や自宅の一室などを活用し、毎月1回以上定期的に開催されています。

問合せ先 ▶ 日進市社会福祉協議会 (TEL : 0561-73-4885)

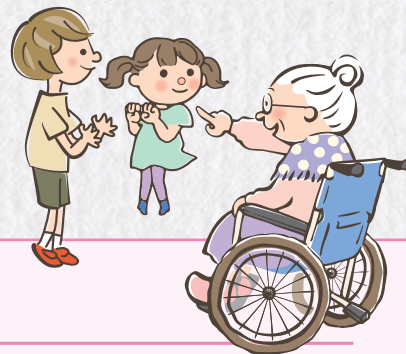


ふれあい・いきいきサロン

主に高齢者を対象とし、参加者と住民の共同企画・運営で仲間づくりの活動を行うもので、食事やレクリエーション、健康に関する取り組みや趣味の活動を行っています。

問合せ先 ▶ 日進市社会福祉協議会 (TEL : 0561-73-4885)
※準備の都合上、参加希望の場合は事前にご連絡ください。

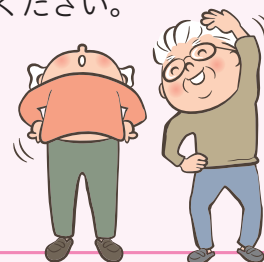




ぷらっとホーム

子どもから高齢者まで、いつでも誰でも気軽に立ち寄って趣味を楽しんだり、おしゃべりしたりできる地域の交流の場です。「いろいろ話がしたい」「友達がほしい」「ご近所にどんな人が住んでいるか分からない」など日頃から考えている人も、ぷらっとホームを利用していただき、ご近所の輪を広げてください。

問合せ先 ▶ 介護福祉課 (TEL: 0561-73-1484)



にっしん体操スポット

定期的に集まってにっしん体操を実施する団体の活動拠点のことです。誰でも気軽に予約なしで参加できる「にっしん体操スポット」であなたも健康づくりをはじめませんか。

にっしん体操スポットの一覧は市ホームページからダウンロード可能です。

問合せ先 ▶ 健康課 (TEL: 0561-72-0770)



その他つどいの場

体操、手芸、料理教室、吹矢などを楽しみながらつどい場があります。

問合せ先 ▶ 日進市社会福祉協議会 (TEL: 0561-73-4885)

老人クラブ

地域の高齢者が生きがいを高めるため、友愛活動事業、社会奉仕事業、文化・学習事業、スポーツ・サークル事業、安全活動事業、世代交流事業を行っています。お住まいの地区の老人クラブに入会することができます。

対象者 ▶ おおむね65歳以上の人
※詳細はお問い合わせください。

問合せ先 ▶ 老人クラブ連合会事務局 (日進市社会福祉協議会内)
(TEL: 0561-73-4885)



コミュニティサロン（介護予防事業）

おおむね65歳以上の方を対象に、民生委員や地域のボランティアと交流しながら、体操やおしゃべり、カラオケ機器を使ったフレイル予防などを市内6か所の福祉会館で行います。

対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの人や外出の機会の少ない人
※要介護・要支援認定を受けている人は、申し込みできません。

問合せ先 お住まいの地区の民生委員または各福祉会館

開催日	実施場所	参加できる地区	問合せ先
月曜日	岩崎台・香久山福祉会館	香久山・岩崎台	TEL：052-800-6601
	北部福祉会館	本郷・岩崎・竹の山	TEL：0561-73-0183
火曜日	相野山福祉会館	五色園・岩藤・北新	TEL：0561-72-8122
水曜日	南部福祉会館	折戸・蟹甲・南ヶ丘・栄・東山・藤塚	TEL：0561-73-8155
木曜日	東部福祉会館	米野木・米野木台・三本木・藤枝・藤島	TEL：0561-73-7881
金曜日	西部福祉会館	赤池・赤池南・浅田・浅田平子・梅森・梅森台・野方	TEL：052-803-5286

活動時間、内容などにつきましては各福祉会館にお問い合わせください。

※開催日時、行事内容などは変更になる場合があります。

おたっしゃハウス（健康増進事業）

体操やカラオケ、おしゃべりなどをして、楽しく過ごせる場所です。

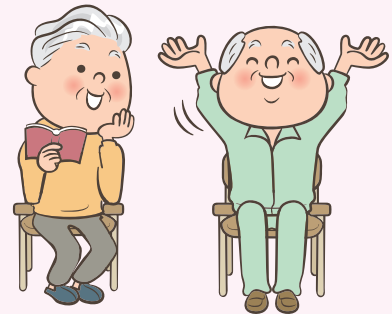
対象者 おおむね65歳以上の市内在住の人
※お住まいの地区に関係なく、どの福祉会館でも参加できます。

問合せ先 各福祉会館

開催日	実施場所	問合せ先
月曜日	東部福祉会館	TEL：0561-73-7881
	南部福祉会館	TEL：0561-73-8155
	西部福祉会館	TEL：052-803-5286
火曜日	北部福祉会館	TEL：0561-73-0183
	岩崎台・香久山福祉会館	TEL：052-800-6601
木曜日	相野山福祉会館	TEL：0561-72-8122

活動時間、内容などにつきましては各福祉会館にお問い合わせください。

※開催日時、行事内容などは変更になる場合があります。



就労支援・ボランティア活動

シルバー人材センター

働くことを通じて社会参加をしたい人に、シルバー人材センターが安心して働けるお仕事を紹介します。
豊富な経験や得意なことを活かしながら、地域貢献や仲間づくり、健康づくりをすることができます。

対象者 市内在住の60歳以上で働く意欲のある人
問合せ先 日進市シルバー人材センター（TEL：0561-74-1758）



介護支援ボランティア（にっしんおたっしやボランティア）

ボランティア活動を行った際にポイントを付与し、貯まったポイントを交付金などに交換できる制度です。ボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をし、生きがいづくり・健康づくりをすることができます。

対象者 ▶ 市内在住の40歳以上の人、活動場所まで自身で通える人
※登録後に事前（活動前）研修、認知症サポーター養成講座の受講が必要です。

問合せ先 ▶ 日進市社会福祉協議会（TEL：0561-73-4885）

外出支援

くるりんばす無料パスカード

事業対象者または要介護認定を受けている人と、付き添いの人一名の運賃が無料になります。都市計画課で、「無料パスカード」の交付が受けられます。

くるりんばす高齢者定期券

対象者 ▶ 市内在住の65歳以上の人 ※購入者本人のみが使用可能です。

定期券料金 ▶ 1か月 1,000円、3か月 2,400円、6か月 3,800円

購入方法 ▶ 氏名、住所、年齢が確認できる身分証明書を提示し、以下の販売場所で購入



販売場所	問合せ先
にぎわい交流館（市役所東隣）	TEL：0561-75-6650
フィール日進店（日進駅南）	TEL：0561-74-8088
鈴木米穀店（五色園）	TEL：0561-73-3929
メガネのwith（ウィズ）（MiO香久山1階）	TEL：052-875-3334
日進おりど病院（折戸町）	TEL：0561-73-7771
愛知国際病院（米野木町）	TEL：0561-73-7721

にっしんシニアパス75

マイナンバーカードと連携することで、対象のバス乗車料金がmanacaマイレージポイントとして戻ってきます。

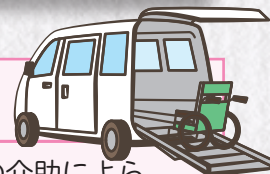
対象路線 ▶ くるりんばす
名鉄バス日進中央線及び赤池・公園西線（1乗車につき上限200円）

対象者 ▶ 市内在住の75歳以上の人

申請方法 ▶ 都市計画課へ申請書を提出、後日窓口にて受け取り

問合せ先 ▶ 都市計画課（TEL：0561-73-3249）

福祉有償運送



要介護認定を受けている人や身体・知的・精神の障害などにより、他人の介助によらず移動することが困難であり、かつ単独では公共交通機関の利用が困難な人の移送を行うための事業です。利用を希望する場合は、福祉有償運送を行う法人へ事前に会員登録する必要があります。詳細はお問い合わせください。

問合せ先 ▶ 特定非営利活動法人健やかネットワーク（TEL：0561-56-5155）

市内介護サービス事業所一覧

令和8年3月時点

1 居宅介護支援事業所 ※小規模多機能型居宅介護事業所（詳細は19ページをご覧ください。）		
1	日進居宅介護支援事業所	北新町二段場10 0561-72-5116
2	ふれあい介護支援センター	蟹甲町中島22 0561-73-4330
3	指定居宅介護支援事業所愛泉館	米野木町南山987-44 0561-74-1341
4	日進ホーム居宅介護支援事業所	浅田平子2丁目20 052-806-1816
5	いっぽ香久山	香久山3丁目1408 052-747-1554
6	ケアプランあんじゅの森	竹の山1丁目2101 0561-74-0775
7	居宅介護支援事業所さんあい	米野木町南山987-104 0561-75-4321
8	赤池ケアセンター	赤池南2丁目110 052-808-7377
9	居宅介護支援事業所ケアプラン栄	栄3丁目1307 LMNC日進の丘番館102 0561-58-3320
10	サンライフ居宅介護支援事業所	竹の山4丁目2212 0561-73-3338
11	居宅介護支援事業所咲花	香久山2丁目2107 メゾンドール303 052-846-7160
12	ケアプランアクボ	竹の山2丁目1701 0561-76-6732
13	ケアプランあゆみ	岩崎町元井ゲ17-161 0561-65-5039
14	藤田医科大学居宅介護支援事業所日進東郷	栄1丁目1115 ステージア日進1階 0561-56-0135
15	スローライフ心	五色園4丁目2009 0561-72-8661
16	ケアマネジメントみのて	赤池町箕ノ手2-886 052-846-2789
17	小規模多機能型居宅介護事業所第2むつみ苑（※）	本郷町西原北通874-2 0561-72-6839
18	小規模多機能型居宅介護事業所サンライフハートネス（※）	米野木町追鳥47-1 0561-72-8461
2 訪問介護		
1	日進ホーム訪問介護事業所	浅田平子2丁目20 052-806-2600
2	ヘルパーサービスあんじゅの森	竹の山1丁目2101 0561-73-0327
3	はじめの一步訪問介護事業所	東山1丁目117 0561-72-5028
4	有限会社グッドライフサポート	赤池2丁目306 ダイアパレス赤池駅前301 052-806-2486
5	サンライフヘルパーステーション	竹の山4丁目2212 住宅型有料老人ホームあじさい内 0561-76-0198
6	ヘルパーステーションさくらの家	岩崎町岩根139-1 アミティー岩根102 0561-74-0307
7	あいほーむ	浅田町東田面37-2 052-802-7771
8	ニチイケアセンター浅田	浅田浅田平子1丁目110 中村事務所1階南 052-800-4551
9	ハートピースケア	岩崎台1丁目2012 0561-74-3550
10	アリム訪問介護事業所	浅田町西前田124 052-848-8435
11	訪問介護事業所 カルミア日進	香久山2丁目2107 メゾンドール303 052-846-7160
12	あい工房 ヘルパーステーション	本郷町御器街道1 0561-41-9080
13	ヘルパーステーション 一会	蟹甲町中島18 0561-75-5536
14	医療法人 大医会 訪問介護ステーション 心の結	浅田町平池208 052-842-8881
15	アクア日進訪問介護	浅田町上納24-17 アクアホーム日進浅田内 052-846-7781
16	医療法人CRAS 訪問介護事業所Initium	竹の山2-2601 0561-76-5530
17	アバンセ介護センターあかいけの森	赤池町箕ノ手2-262 052-804-0005
3 訪問看護		
1	訪問看護ステーションえまい	米野木町南山987-31 愛知国際病院内 0561-73-8154
2	訪問看護ステーション リハメール日進	岩藤町下原194-1 サンプレイス日進2階 0561-73-7880
3	医療法人 大医会 訪問看護ステーション 心のポケット	折戸町西田面110 0561-73-7841
4	訪問看護ステーションサワ	浅田町西前田44-3 シャンテクレア101 052-807-7838
5	アクア日進訪問看護	浅田町上納24-17 アクアホーム日進浅田内 052-846-7781
6	訪問看護ステーションここから	赤池5丁目430-1 052-804-4556
7	訪問看護ステーション てをとりあって	赤池4丁目102 052-848-7173
8	訪問看護ステーション アイリス日進	香久山1丁目515 ヴェルジェ見梅3B 052-888-1024
9	福友病院訪問看護ステーション	北新町殿ヶ池上539 0561-56-3261
10	訪問看護ステーションふう	東山6-219 0561-56-2007
11	藤田医科大学訪問看護ステーション日進東郷	栄1丁目1115 ステージア日進1階 0561-56-0136
12	アバンセ訪問看護ステーションあかいけの森	赤池町箕ノ手2-262 052-804-0005
4 訪問リハビリ		
1	日進老人保健施設	北新町二段場920-10 0561-72-4172
2	老人保健施設愛泉館	米野木町南山987-44 0561-74-1711
3	リハビリ日進 訪問リハビリテーション	折戸町梨子ノ木28-650 0561-73-5000

5 通所介護（デイサービス） ※地域密着型			
1	日進ホーム通所介護事業所	浅田平子2丁目20	052-806-2600
2	デイサービス さくらの家	岩崎町岩根146-4	0561-74-0301
3	梅森デイサービスセンター	梅森町上松12	052-847-3978
4	デイサービスセンター さんあい	米野木町南山987-104	0561-75-4321
5	あいあいの家（※）	本郷町御器街道1	0561-72-8804
6	寿老苑デイサービスセンター	赤池町屋下354	052-807-5521
7	デイサービスはなのき 日進	日進北新町八幡西1192-1	0561-73-6800
8	デイサービス なごみの家（※）	折戸町中屋敷39-1	0561-72-2101
9	日進リハビリデイサービスセンターいち和（※）	岩崎町西ノ平38-2	0561-73-3322
10	デイサービス 永（※）	赤池南1丁目1403	052-848-7241
11	デイサービス ぎずな	浅田町西前田30-3	052-875-3903
12	デイサービスセンター 咲花	東山5丁目304	0561-72-6223
13	アクボデイサービス日進竹の山	竹の山2丁目1701	0561-76-2557
14	デイサービス ファミリア赤池	浅田町笹原8-136	052-800-8088
15	はじめの一步デイサービス 元気ルーム（※）	東山3丁目1010	0561-78-3466
16	だんらんの家 岩崎町（※）	岩崎町西ノ平131-8	0561-56-9653
17	デイサービスおかげ庵あかいけの森（※）	赤池町箕ノ手2-264	052-808-1805
6 通所リハビリ（デイケア）			
1	老人保健施設愛泉館	米野木町南山987-44	0561-74-1711
2	日進老人保健施設	北新町二段場920-10	0561-72-4172
3	介護老人保健施設リハビリス日進	折戸町梨子ノ木28-650	0561-73-5000
みなし指定			
1	杉上クリニック	岩崎町芦廻間87-1	0561-72-5050
7 短期入所生活介護（ショートステイ）			
1	日進ホーム短期入所生活介護事業所	浅田平子2丁目20	052-806-2600
2	ショートステイのぞみ	米野木町南山987-104	0561-75-4321
3	寿老苑ショートステイ	赤池町屋下360	052-800-3080
4	ショートステイ エイジトピア浅田	浅田町上納24-16	052-806-7118
8 短期入所療養介護（ショートステイ）			
1	老人保健施設愛泉館	米野木町南山987-44	0561-74-1711
2	日進老人保健施設	北新町二段場920-10	0561-72-4172
3	介護老人保健施設リハビリス日進	折戸町梨子ノ木28-650	0561-73-5000
9 小規模多機能型居宅介護			
1	小規模多機能型居宅介護事業所第2むつみ苑	本郷町西原北通874-2	0561-72-6839
2	小規模多機能型居宅介護事業所サンライフハートネス	米野木町追鳥47-1	0561-72-8461
10 定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
1	グランドファミリア赤池 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	浅田町笹原8-3	052-800-8088
11 認知症対応型通所介護（介護予防含む）			
1	日進ホーム通所介護「あおぞら」	浅田平子2丁目20	052-806-2600
2	はじめの一步デイサービス わいわいルーム	東山3丁目1010	0561-78-3466
12 訪問型サービス（予防訪問介護相当サービス）			
1	あい工房ヘルパーステーション	本郷町御器街道1	0561-41-9080
2	ヘルパーステーション一會	蟹甲町中島18	0561-75-5536
3	はじめの一步訪問介護事業所	東山1丁目117	0561-72-5028
4	あいほーむ	浅田町東田面37-2	052-802-7771
5	有限会社グッドライフサポート	赤池2丁目306 ダイアパレス赤池駅前301	052-806-2486
6	アリム訪問介護事業所	浅田町西前田124	052-848-8435
7	日進ホーム訪問介護事業所	浅田平子2丁目20	052-806-2600
8	サンライフヘルパーステーション	竹の山4丁目2212 住宅型有料老人ホームあじさい内	0561-76-0198
9	ヘルパーサービスあじゆの森	竹の山1丁目2101	0561-73-0327
10	ヘルパーステーションさくらの家	岩崎町岩根139-1 アミティー岩根102	0561-74-0307
11	医療法人CRAS 訪問介護事業所Initium	竹の山2-2601	0561-76-5530

13 訪問型サービス・活動A			
1	ヘルパーサービスあんじゅの森	竹の山1丁目2101	0561-73-0327
2	あい工房ヘルパーステーション	本郷町御器街道1	0561-41-9080
3	ヘルパーステーションさくらの家	岩崎町岩根139-1 アミティー岩根102	0561-74-0307
4	日進ホーム訪問介護事業所	浅田平子2丁目20	052-806-2600
5	ヘルパーステーションー会	蟹甲町中島18	0561-75-5536
6	はじめの一步訪問介護事業所	東山1丁目117	0561-72-5028
7	サンライフヘルパーステーション	竹の山4丁目2212 住宅型有料老人ホームあじさい内	0561-76-0198
8	医療法人CRAS 訪問介護事業所Initium	竹の山2-2601	0561-76-5530
14 通所型サービス（従前相当サービス）			
1	はじめの一步デイサービス 元気ルーム	東山3丁目1010	0561-78-3466
2	デイサービスはなのき 日進	北新町八幡西1192-1	0561-73-6800
3	日進リハビリデイサービスセンター いち和	岩崎町西ノ平38-2	0561-73-3322
4	デイサービス ファミリア赤池	浅田町笹原8-136	052-800-8088
5	アクポデイサービス日進竹の山	竹の山2丁目1701	0561-76-2557
6	梅森デイサービスセンター	梅森町上松12	052-847-3978
7	日進ホーム通所介護事業所	浅田平子2丁目20	052-806-2600
8	寿老苑デイサービスセンター	赤池町屋下354	052-807-5521
9	デイサービス きずな	浅田町西前田30-3	052-875-3903
10	デイサービスセンター さんあい	米野木町南山987-104	0561-72-4801
11	デイサービス さくらの家	岩崎町岩根146-4	0561-74-0301
12	デイサービス なごみの家	折戸町中屋敷39-1	0561-72-2101
13	デイサービスおかげ庵あかいけの森	赤池町箕ノ手2-264	052-808-1805
15 通所型サービス・活動A			
1	はじめの一步デイサービス 元気ルーム	東山3丁目1010	0561-78-3466
2	あい工房	本郷町御器街道1	0561-41-9080
3	デイサービス ファミリア赤池	浅田町笹原8-136	052-800-8088
4	デイサービスなごみの家	折戸町中屋敷39-1	0561-72-2101
5	デイサービスはなのき 日進	北新町八幡西1192-1	0561-73-6800
6	アクポデイサービス日進竹の山	竹の山2丁目1701	0561-76-2557
7	日進ホーム通所介護事業所	浅田平子2丁目20	052-806-2600
8	日進リハビリデイサービスセンターいち和	岩崎町西ノ平38-2	0561-73-3322
16 認知症高齢者グループホーム			
1	グループホームあいわ	米野木町南山987-58	0561-75-5641
2	グループホームのどか	赤池南2丁目705	052-804-9550
3	グループホームむつみ苑	本郷町西原北通871	0561-73-0139
4	グループホームゆりかご	北新町南鷲514-1	0561-75-0200
5	グループホームサンライフハートネス	米野木町追鳥47-1	0561-72-8461
17 特定施設入居者生活介護			
1	シルバーホームまきば	米野木町南山987-88	0561-74-5548
2	リバーサイドケア赤池	赤池町屋下373	052-800-3411
3	ケアハウス寿老苑	赤池町屋下354	052-807-5521
4	有料老人ホームカナン	米野木台4-801	0561-74-8260
18 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）			
1	日進ホーム	浅田平子2丁目20	052-806-2600
2	のぞみ	米野木町南山987-104	0561-75-4321
3	寿老苑	赤池町屋下360	052-800-3080
19 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）			
1	エイジトピア浅田	浅田町上納24-16	052-806-7118
20 介護老人保健施設（老人保健施設）			
1	老人保健施設愛泉館	米野木町南山987-44	0561-74-1711
2	日進老人保健施設	北新町二段場920-10	0561-72-4172
3	介護老人保健施設リハビリリス日進	折戸町梨子ノ木28-650	0561-73-5000
21 介護医療院			
1	福友病院介護医療院	北新町殿ヶ池上539	0561-73-3151
22 軽費老人ホーム（ケアハウス）			
1	ケアハウス日進ホーム	浅田平子2丁目20	052-806-2600
2	ケアハウス寿老苑	赤池町屋下354	052-807-5521

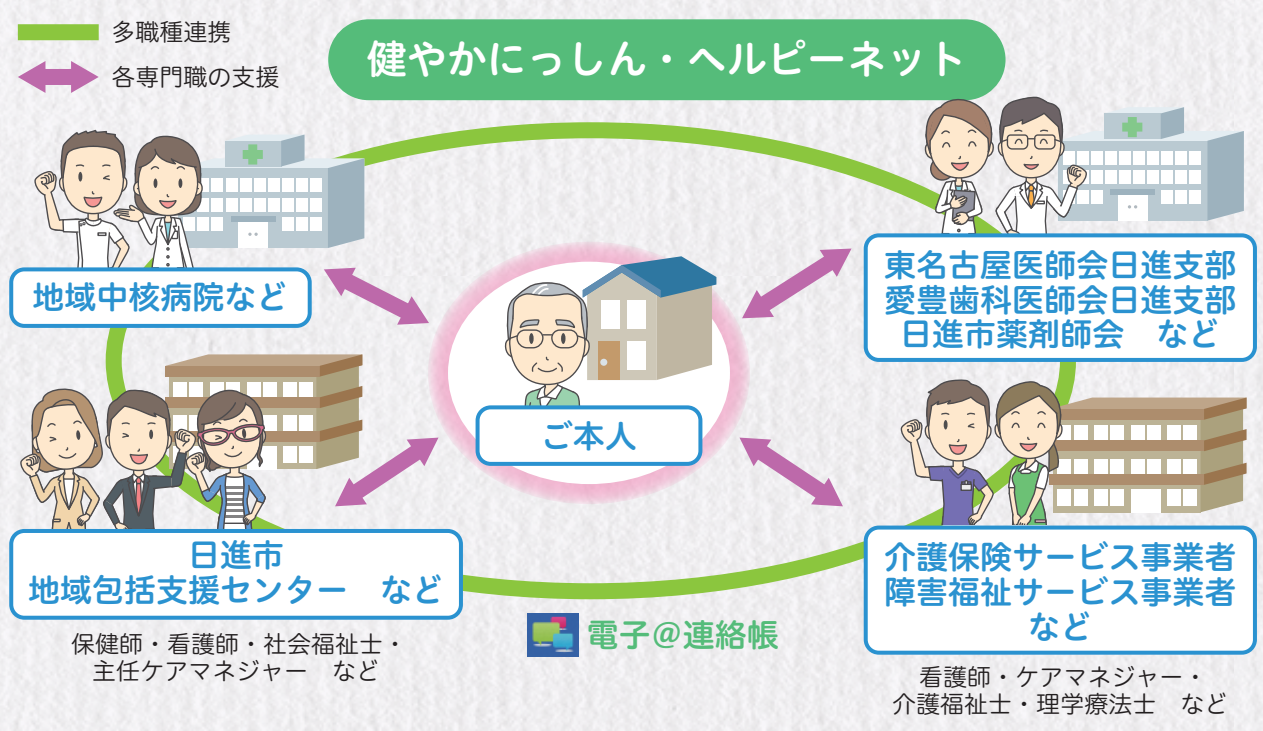
市外の事業所については、厚生労働省や愛知県高齢福祉課のホームページで確認できます。



地域共生連携ネットワーク 健やかにっしん・ヘルピーネット

健やかにっしん・ヘルピーネットは、市民の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送れるようにすることを目的として作られたシステムです。

医療・介護福祉・障害福祉の専門職などの間で電子@連絡帳システムを利用して、登録された人に関わる情報提供・情報共有を行い、皆さんを医療・介護・障害等様々な面から支援する体制の構築を目指しています。



健やかにっしん・ヘルピーネットは、専門職のみが利用し、セキュリティ体制も万全に整備されています。担当のケアマネジャーや相談員などから利用についての説明・勧めがあった際は、ご理解とご協力をお願いします。

詳細は、健やかにっしん・ヘルピーネットポータルサイトをご覧ください。
URL : <https://ptl.ijj-renrakucho.jp/nisshin/> または
「健やかにっしん・ヘルピーネット ポータルサイト」で検索できます。

問合せ先 → 介護福祉課 (TEL : 0561-73-1484)

中部地域包括支援センター

〒470-0122 日進市蟹甲町中島22
TEL：0561-73-4890 FAX：0561-74-7011
日進市中央福祉センター内

担当地区 蟹甲・折戸・栄（1・2丁目）・
本郷・岩崎・岩藤・南ヶ丘・
東山・藤塚・竹の山



東部地域包括支援センター

〒470-0111 日進市米野木町南山987-44
TEL：0561-74-1300 FAX：0561-74-1303
老人保健施設 愛泉館内

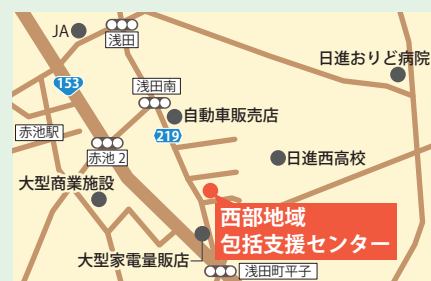
担当地区 藤枝・米野木・米野木台・三
本木・藤島・北新・五色園・
栄（3～5丁目）



西部地域包括支援センター

〒470-0128 日進市浅田平子2丁目20
TEL：052-806-2637 FAX：052-806-2638
特別養護老人ホーム 日進ホーム内

担当地区 赤池・赤池南・浅田・浅田平子・
梅森・梅森台・野方・香久山・
岩崎台



お住まいの地区の地域包括支援センターへご相談ください。
※地域包括支援センターへの相談は予約制ではありませんが、来所される場合は、できるだけ事前にご連絡をお願いします。

日進市役所

〒470-0192 日進市蟹甲町池下268
TEL：0561-73-7111（代表） FAX：0561-72-4554

介護福祉課

介護保険についてのお問合せ
TEL：0561-73-1495（直通）

介護予防についてのお問合せ
TEL：0561-73-1484（直通）

URL：<https://www.city.nisshin.lg.jp>

令和8年3月 発行